

(別紙 6)

本件特許権 2 関係の請求に関する事実及び理由

第 1 前提事実 (争いのない事実及び弁論の全趣旨より容易に認定できる事実)

5 1 本件特許権 2

原告パナソニックは、以下の特許権 (本件特許権 2) を有する。

特許番号 特許第 5584841 号

発明の名称 照明用光源及び照明装置

出願日 平成 26 年 4 月 3 日

10 分割の表示 特願 2013-24492 号 (以下「本件原出願」という。) の分割

原出願日 平成 25 年 2 月 12 日

登録日 平成 26 年 7 月 25 日

15 特許請求の範囲 別添特許公報 (甲 2 の 2) の特許請求の範囲請求項 1 に記載のとおり (以下、同請求項記載の発明を「本件発明 2」という。また、本件特許 2 に係る願書に添付した明細書及び図面を併せて「本件明細書 2」という。)

2 構成要件の分説

本件発明 2 を構成要件に分説すると、次のとおりである。

2A 透光性カバーと、

2B 前記透光性カバーに覆われた基台と、

20 2C 前記基台の載置面上に載置された基板と、

2D 前記基板の上に配置された発光素子と、

2E 前記基板を押さえるための複数の押さえ部材とを備え、

2F 前記押さえ部材は、前記透光性カバーとは分離されており、前記発光素子からの光を遮光しないように前記基板を跨ぐように前記基台の上に配置され、

25 2G 前記基台は、前記基板及び前記押さえ部材の水平方向の動きを規制する側壁部と、前記基板及び前記押さえ部材の垂直方向の動きを規制する突出部とを有す

る

2H 照明用光源。

3 被告の行為

(1) 被告は、業として、遅くとも平成26年8月1日から、被告製品4及び5
5 を製造、販売し又は販売の申出をしている。

(2) 被告製品4及び5の構成

別添「被告製品4及び5の構成（原告パナソニックの主張）」記載の被告製品4
及び5の構成のうち、構成4e～4g及び5e～5gを除く各構成は、当事者間に争いが
ない。

10 なお、別紙3物件説明書の「4 被告製品4」の「(2) 被告製品4の写真」及
び「5 被告製品5」の「(2) 被告製品5の写真」のとおり、被告製品4及び5
の基板は、いずれも基台の側壁部及び突出部に接触していない。

4 構成要件の充足

15 被告製品4の構成4a～4f及び4h並びに被告製品5の構成5a～5f及び5hがそれ
ぞれ本件発明2の構成要件2A～2F及び2Hを充足することは、当事者間に争いが
ない。

5 争点

(1) 本件特許権2関係の請求に固有の争点

ア 構成要件2Gの充足性（争点1）

20 イ 無効理由（公然実施による新規性欠如）の有無（争点2）

ウ 先使用権の成否（争点3）

(2) 本件特許権3，4，6及び7関係の請求と共通の争点

損害額ないし不当利得額（争点4）

第2 争点に関する当事者の主張

25 1 構成要件2Gの充足性（争点1）

（原告パナソニックの主張）

(1) 「規制」 (構成要件 2G) の意義

「規制」とは、辞書によれば「おきて。きまり。また、規律を立てて制限すること。」を意味する。このような文理からは、「規制」 (構成要件 2G) とは、側壁部及び突出部の存在によって、何らかの方法により基板及び押さえ部材が動く範囲を制限していれば足りる。

また、本件明細書 2 では、実施の一態様として、基板と基台との間に隙間が生じる場合も本件発明 2 の技術的範囲に含まれることを前提としている。さらに、他の実施例においても、「押さえ部材」は、基板を押さえるものとして、押圧力によって基板を固定するものと位置付けられており、基板が基台に設けられた側壁部又は突出部に接触していない場合も開示されている。

したがって、「規制」 (構成要件 2G) については、基板及び押さえ部材のそれぞれが側壁部及び突出部に物理的に接触していなければならないという限定はなく、基板については、直接的に側壁部又は突出部に接触させる方法のほか、押さえ部材を介して動きを制限する方法をも含む。

(2) 構成要件の充足

被告の主張によれば、被告製品 4 及び 5 においては、サーマル・テープにより基板を基台に接着させており、基板が基台の側壁部及び突出部に接触しておらず、また、サーマル・テープの使用に加えて、基台に設けられた側壁部及び突出部という構成と共に、基板を跨ぐようにして押さえ部材 (PCB クリップ) を設置しているという。しかし、仮にサーマル・テープのみによって基板の垂直及び水平方向の動きの規制が必要十分であれば、あえて PCB クリップを用いる必要はない。被告製品 4 及び 5 は、基台に設けられた側壁部及び突出部によって押さえ部材及び基板の動きを制限するという本件発明 2 の技術的思想を使用しつつ、単にサーマル・テープという従来技術を付加利用したものに過ぎない。

したがって、被告製品 4 及び 5 は、本件発明 2 の構成要件 2G を充足する。

(被告の主張)

(1) 「規制」(構成要件 2G)の意義

ア 以下のとおり、本件発明 2 の構成要件 2G により、基台が有する側壁部及び突出部は、押さえ部材だけでなく基板の水平方向の動きと垂直方向の動きとを規制する部位と特定されていることから、側壁部及び突出部は、直接的に基板の水平方向及び垂直方向の動きを規制している構成である必要がある。少なくとも、押さえ部材の水平方向及び垂直方向での動きを規制することにより間接的に基板の動きを規制する構成は、基板の水平方向及び垂直方向の動きを「規制」(構成要件 2G)する構成に当たらない。

イ 本件特許 2 に係る特許請求の範囲請求項 2 は、押さえ部材が基台の側壁部と突出部とによって動きが規制されていれば「間接的に基板の動きが規制される」構成になっているところ、同請求項は、敢えて押さえ部材の動きだけを規制する部位として基台の側壁部及び突出部の機能を特定している。これは、同請求項では「基板」の動きを直接的に規制する発明として特定する必要がないことによる。他方、本件発明 2 においては、構成要件 2G により発明を特定している。このような用語の使用方法の区別に鑑みると、「規制」(構成要件 2G)は、請求項 2 において他の構成から当然に含む機能である「間接的な基板の動きの規制」ではなく、「直接的な基板の動きの規制」を意味するものと理解される。

ウ 本件明細書 2 において、「基板」の「水平方向の動きを規制する側壁部」に関する記載は【0063】のみであるところ、これを図 3 と合わせて見ても、押さえ部材の水平方向の動きを規制することで間接的に基板の水平方向を規制する技術的事項の記載はない。水平方向の動きの規制も「押さえ部材」を通じて間接的に行ってよい根拠として原告パナソニックが指摘する本件明細書 2 の記載は、全て基板の突出部 11b が押さえ部材 50 の基板押さえ部 51 の下側の空間に挿入されていることの記載でしかない。

エ 押さえ部材を物理的に固定し、間接的に基板が固定されることで、水平方向及び垂直方向の動きを規制する技術的事項は、本件原出願に係る発明の内容である。

原告パナソニックは、本件特許2の分割出願の際、特許庁に対し、構成要件2Gに相当する構成を有する点が本件原出願に係る発明と異なる旨を明記した平成26年4月3日提出に係る上申書（以下「本件上申書」という。）を提出し、その後、構成要件2Gについては変更がないまま、本件特許2の登録に至っている。

5 したがって、構成要件2Gに関して、「側壁部と突出部が押さえ部材の動きを規制することで、間接的に基板の動きを規制する」構成を含む旨を本件訴訟において原告パナソニックが主張することは、包袋禁反言に反する。

(2) 構成要件の非充足

10 被告製品4及び5において、基板は、粘着性のあるサーマル・テープにより固定されているだけであり、基台の側壁部及び突出部は基板に接触していない。

したがって、被告製品4及び5は、その基台に基板の水平方向の動きを規制する側壁部も、基板の垂直方向の動きを規制する突出部も備えておらず、構成要件2Gを充足しない。

2 無効理由（公然実施による新規性欠如）の有無（争点2）

15 （被告の主張）

(1) 「規制」（構成要件2G）につき、基台の側壁部及び突出部による基板の動きの規制には、押さえ部材の動きを規制することにより間接的に基板の動きを規制することを含むと解釈した場合、被告は、以下のとおり、本件原出願の日（平成25年2月12日）以前に、本件発明2並びに被告製品4及び5と同一の構成となる製品RA-631N（以下「631N製品」という。）及びRAD-402W（以下、「402W製品」といい、これと631N製品を併せて「631N製品等」という。）を製造、販売等して実施していたことになる。すなわち、本件発明2は、特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明であるから、本件特許2は、法29条1項2号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであって（法
20 123条1項2号）、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権2を行使する
25 ことはできない（法104条の3第1項）。

(2) 公然実施

ア 631N 製品について

631N 製品は、平成 24 年 1 月発行の被告のチラシ（以下「本件チラシ」という。）及び同年 2 月発行の被告のカタログ（以下「本件カタログ」という。）に掲載されている。また、631N 製品は、本件原出願の日より前に製品内容が確定され、その後変更がない。

さらに、被告札幌営業所は、同月 29 日、631N 製品 20 本を同年 3 月 23 日までにラルズストア宮の沢店（以下「ラルズストア」という。）に納品する注文を受け、同月 21 日、運送会社を介して出荷した。

加えて、631N 製品は、同月、韓国から日本に輸入され、通関した。

以上より、631N 製品に係る発明（以下「631N 発明」という。）は、本件原出願の日より前に公然実施をされた発明といえる。

イ 402W 製品について

402W 製品は、本件チラシ（なお、402W 製品は「平成 24 年 3 月初旬発売開始予定」とされている。）及び本件カタログに掲載されている。また、402W 製品は、平成 24 年 4 月頃、大量に輸入され、同時期において広く販売されていた。

さらに、被告は、同月 16 日、取引先である株式会社カナデンテクノエンジニアリング（以下「カナデン」という。）に対し、402W 製品を見本品として無償交付した。カナデンは電気工事業を営む者であり、被告は、新製品の販売に当たって実際の市販品を取引先に見本品として交付しただけであって、被告とカナデンとの間に、402W 製品の構成に係る秘密保持義務はない。

以上より、402W 製品に係る発明（以下「402W 発明」といい、これと 631N 発明を併せて「631N 等発明」という。）は、本件原出願の日より前に公然実施をされた発明といえる。

(3) 631N 等発明の構成等

ア 631N 等発明の構成

631N 等発明の構成は、いずれも、以下のとおりである。

o 透光性カバーを備えた長尺円筒状の筐体と、

p 前記透光性カバーに覆われた基台と、

q 前記基台の載置面上に載置された基板と、

5 r 前記基板の上に配置された LED チップと、

s 前記基板を押さえるための複数（4 個）の PCB クリップとを備え、

t 前記 PCB クリップは、前記透光性カバーとは分離されており、前記 LED チップからの光を遮光しないように前記基板を跨ぐように前記基台の上に配置され、

u 前記基台は、前記基板をサーマル・テープで固定して、その水平方向及び垂直
10 方向の動きを規制すると共に、前記 PCB クリップの水平方向の動きを規制する側壁部と、前記 PCB クリップの垂直方向の動きを規制する突出部とを有する

v 直管形 LED ユニット

イ 631N 等発明の上記構成のうち、構成 o～t 及び v は、本件発明 2 の構成要件 2A～2F 及び 2H と同一又はこれに相当する。

15 また、631N 製品等は、構成 u により、「押さえ部材」（本件発明 2 の構成要件 2G）に相当する PCB クリップを介して基板の動きを規制しているといえる。このため、「規制」（構成要件 2G）につき、基台の側壁部及び突出部による基板の動きの規制には押さえ部材の動きを規制することにより間接的に基板の動きを規制することを含むと解した場合、631N 等発明の構成 u は、本件発明 2 の構成要件 2G に
20 相当する。

したがって、631N 等発明の構成は、本件発明 2 の構成と同一である。

(4) 「遮光しない」（構成要件 2F）の意義

「遮光」とは、「光を遮ること」と定義されるが、全ての光を遮るという意味を有する用語として一義的なものとは理解されない。

25 また、本件発明 2 は、照明装置の技術分野の発明であるところ、当該分野は、直管形 LED ユニット内の LED からの発光を室内に配光するに当たり、発光特性に応

じた全ての光の厳密な「遮光」が求められる技術分野ではない。

さらに、本件明細書 2 には、LED のランバーシアン配光特性に関する記載はなく、当該配光特性との関係で、発光経路に押さえ部材が位置することを防ぐため、押さえ部材の形状に「傾斜面を設けた」とか「曲面」にしたとの記載も存在しない。

5 【0087】には、光の経路の途中に押さえ部材が存在することにより光の乱反射が発生し得ることを前提として、これを防止するために押さえ部材の表面を「傾斜面や曲面とすることが好ましい」とされているだけであり、配光特性に応じた光の経路に押さえ部材の表面が存在しないように構成したとは記載されていない。本件明細書 2 の図面からも、そのような構成は読み取れない。このような本件明細書 2 の記載等
10 等を参酌すれば、「前記発光素子からの光を遮光しないように」（構成要件 2F）とは、「発光素子の間に押さえ部材が基板を跨ぐように配置されることで、発光素子の上面の光を遮光しない」という意味を超えて解釈されることはない。

本件特許 2 の出願の経緯においても、原告パナソニックは、LED 素子を全面的に覆うカバー部材等の部位が「押さえ部材」として機能している先行例との比較の上
15 で、本件発明 2 の「押さえ部材」が「遮光しない」と主張していたに過ぎず、押さえ部材が一切遮光してはならないとの意味で先行例との相違を主張したのではない。

以上より、「遮光」（構成要件 2F）には特別の構成上の限定はなく、少なくとも、631N 製品等の押さえ部材との相違はない。

（原告パナソニックの主張）

20 (1) 公然実施がされていないこと

ア 631N 製品について

部品明細表は、製造準備の図面が発行されたことを示すにとどまる。本件カタログも、631N 製品が本件発明 2 の各構成要件を充足するか否かを明らかにするものではない。このため、いずれも、本件原出願の日より前に 631N 発明が公然実施
25 されたことを裏付けるものではない。

さらに、被告札幌営業所が平成 24 年 3 月 21 日に 631N 製品をラルズストアに

納品した証拠として提出する納品書は、検印や承認印等がなく、実際に発行されたものであるか疑義がある。

被告が提出する通関書類一式は、被告の取引先からの出港日又はその予定日が同月19日であると示されているだけであり、ラルズストアへの販売や同店での使用を示すものではない上、「3/29入荷」という手書きの記載があり、同月21日出荷という被告の主張する事実と整合しない。

イ 402W 製品について

(ア) 部品明細表及び本件カタログについては、上記アと同様である。

また、402W 製品の見本品を平成24年4月16日にカナデンに対して納品した点については、証拠上、上記見本品の納品の時期、経緯等は判然としない上、証拠間の関連性が不明なものや齟齬のあるものなどがある。

(イ) 公然実施とは、不特定の者に知られ、又は知られるおそれのある状況で実施されたことをいい、少なくとも、取引において秘密を保持することが暗黙に求められるような場合は、公然実施には当たらない。

被告とカナデンとの間で取引されたのは、正規の商品ではなく見本品（サンプル品）であるところ、サンプル品は、正規の商品と異なる仕様が存在していたり、相手方と特別な関係を前提として授受されることが通常である。実際、被告は、当該取引をするために、見本品手配申請書の提出という特殊な社内手続まで要していた。しかも、当該取引は、「渡し切りサンプル（点灯試験・分解テスト）」が目的であると明記されている。これらの事情を踏まえると、当該取引にあたっては、被告とカナデンとの間に秘密を保持することが暗黙のうちに求められていたといえる。

以上より、被告とカナデンとの間でサンプル品の取引がされたという事実からは、402W 発明が公然実施されたとはいえない。

(2) 「遮光しない」の意義

ア 本件発明2の構成要件2Fは、「押さえ部材」について、単に基板を基台に押さえるに止まらず、発光素子（LEDチップ）からの光を「遮光しないように」配

置されることを発明特定事項としている。

「遮光」とは、文字通り、「光を遮ること」を意味する。したがって、特許請求の範囲の記載から、押さえ部材に求められる「光を遮光しないように」との特性は、LEDチップから出射される光の主な進路が押さえ部材によって妨げられないことを意味する。また、LEDの照明分野において、LEDがランバーシアン配光特性を有することは、当業者にとっては自明であり、技術常識に過ぎない。このため、当業者であれば、構成要件2Fに係る特許請求の範囲の記載から、「押さえ部材」は、ランバーシアン配光特性を前提として、これに従った光の進行を遮らない形状のものであることを認識する。

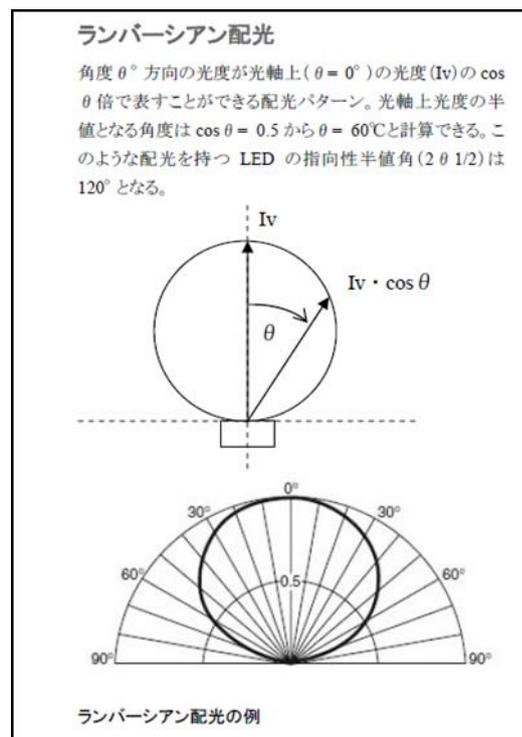
さらに、本件明細書2によれば、本件発明2では、押さえ部材について、基板を跨ぐように配置されるとされており、その際、LEDチップの配光特性の劣化を抑制すべきことが記載されている。

加えて、原告パナソニックは、本件発明2の審査過程における補正に際し、構成要件2Fの「光を遮光しないように」との文言を追加しているところ、このような構成につき、平成26年6月19日付け意見書（以下「本件意見書」という。）において、押さえ部材が発光素子からの光を遮光しないように配置されることにより、押さえ部材による配光への影響を気にする必要がなく、より簡単な構成で基板を基台に固定することができるという効果と共に、光の取り出し効率が低下することを抑制できる効果が得られるとしている。このように、構成要件2Fの追加は、「簡単な構成で、発光素子が実装された基板に対して過度の負荷を与えることなく当該基板を基台に固定することができる。」という作用効果をより高く実現するものであることに加え、LEDチップの配光特性に配慮した押さえ部材を配置することにより、同チップから出射される光を効率良くランプの光源とできるという効果を有する。このような構成要件2Fの作用効果からすると、「遮光しない」とは、LEDチップの配光特性を前提として、LEDチップから出射される光の取り出し効率を阻害しないことをいう。

イ ランバーシアン配光は、光軸上光度の半値となる角度が片側 60° となること、すなわち、 $0^\circ \sim 60^\circ$ の範囲で大部分の光が出射される特性を有するものであって、 60° 以上の角度において一切の光が出射されていないことを示すものではない。このため、本件発明 2 においても、ランバーシアン配光特性に従った大部分の光については押さえ部材が LED からの光を遮光しないことによってその配光特性を劣化させないようにできる一方、それ以外のわずかな光については、その進行方向に押さえ部材が存在し得る。こうした光について、押さえ部材の表面を傾斜面や局面にすることで乱反射等を防止する必要がある。本件明細書 2 においては、このような観点から、押さえ部材の表面を傾斜面や曲面とする実施例が記載されているに過ぎず、押さえ部材がランバーシアン配光特性に従った光の進路に存在することを前提とするものではない。

15

20

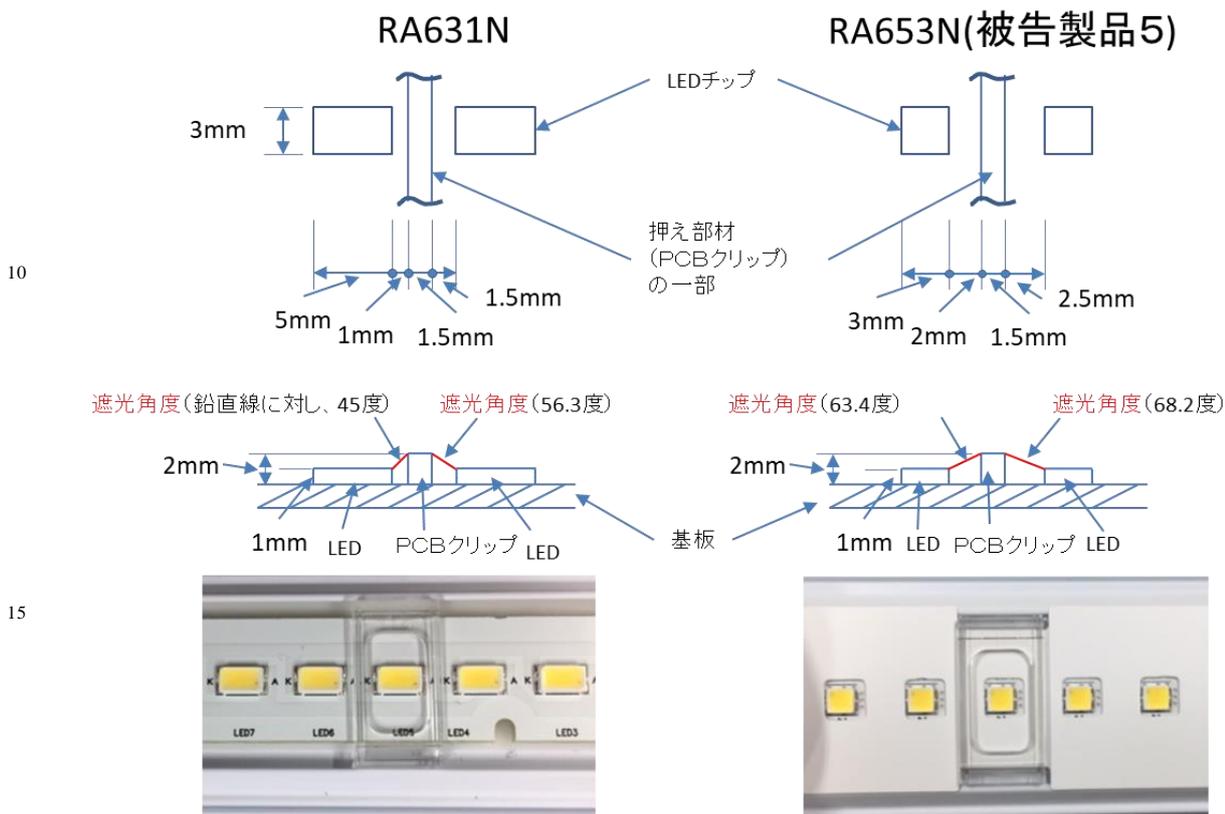


(3) 631N 等発明が構成要件 2F に相当する構成を有しないこと

631N 製品等では、押さえ部材に相当する PCB クリップの空洞端部は、LED チップの光源から $45^\circ \sim 56.3^\circ$ の位置に存在する。そのため、631N 製品等では、PCB クリップにより、LED チップから出射される光が遮光されている（なお、被告

製品5では、PCBクリップによる遮光角度がいずれも60°を超えるように変更されており、押さえ部材がLEDチップから出射される光を遮光しない構成を満たす。)

5 以上のとおり、631N等発明は、押さえ部材に関する「遮光しない」(構成要件2F)との構成を欠くことから、本件発明2の構成と異なる。



20 (4) したがって、631N等発明の公然実施により、本件発明2につき新規性が欠如するとはいえない。

3 先使用権の成否(争点3)

(被告の主張)

前記2(被告の主張)のとおり、被告は、本件原出願の日(平成25年2月12日)以前に、631N製品等を製造、販売等して実施する事業をしていた。したがって、「規制」(本件発明2の構成要件2G)につき、押さえ部材の動きを規制することにより間接的に基板の動きを規制することを含むと解釈した場合、被告は、本

25

件発明 2 の内容を知らないで自らその発明と同一である 631N 等発明をし、本件原出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしていた者として、その発明及び事業の目的の範囲内において、本件発明 2 に係る特許権（本件特許権 2）につき通常実施権を有する。そうである以上、被告製品 4 及び 5 につき、原告パナソニックの被告に対する本件特許権 2 の行使は許されない。

（原告パナソニックの主張）

被告が本件原出願の際本件発明 2 と同一の発明をし、その実施である事業をしていないことは、前記 2（原告パナソニックの主張）(1)と同様である。また、631N 等発明の構成が本件発明 2 と異なることは、同(3)と同様である。

10 4 損害額ないし不当利得額（争点 4）

（原告パナソニックの主張）

(1) 不法行為に基づく損害賠償請求

ア 被告製品 4 及び 5 について（本件特許権 2 に対する侵害）

被告は、遅くとも平成 26 年 8 月 1 日から被告製品 4 及び 5 の製造、販売等を行い、平成 29 年 1 月までの間に、少なくとも合計 2 億円の利益を得た。

¥200,000,000/年（売上）*0.2（限界利益）*30/12 年（H26.8～H29.1）

=¥100,000,000（被告製品 4 及び 5 それぞれにつき）

イ 被告製品 6 について（本件特許権 4，6 及び 7 に対する侵害）

被告は、遅くとも平成 26 年 3 月 1 日から被告製品 6 の製造、販売等を行っており、平成 29 年 1 月までの間に、少なくとも合計 8 億 7 5 0 0 万円の利益を得た。

¥1,500,000,000/年（売上）*0.2（限界利益）*35/12 年（H26.3～H29.1）

=¥875,000,000

(2) 不当利得返還請求

25 被告は、遅くとも平成 26 年 3 月 1 日から被告製品 6 の製造、販売等を行い、その販売により得た利益について、法律上の原因なく利得を得た。その額は、少なく

とも合計4億3750万円を下らない。

$$\begin{aligned} & \text{¥1,500,000,000/年 (売上) *0.1 (実施料率) *35/12 年 (H26.3~H29.1)} \\ & =\text{¥437,500,000} \end{aligned}$$

(3) 小括

5 以上より、被告は、被告製品4～6に係る本件特許権2、4、6及び7の侵害により、少なくとも10億7500万円の利益を受けたことから、原告パナソニックは、その額の損害を受けたものといえる（法102条2項）。したがって、原告パナソニックは、被告に対し、上記各特許権侵害の不法行為に基づき、10億7500万円の損害賠償請求権を有する。

10 また、被告は、被告製品6に係る本件特許権3の侵害により、少なくとも4億3750万円の不当利得を得た。したがって、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権3の侵害による利得につき、4億3750万円の不当利得返還請求権を有する。

15 原告パナソニックは、被告に対し、これらのうち9億円の損害賠償ないし不当利得返還及び訴状送達の日（平成29年3月1日）から支払済みまで改正前の民法所定の年5%の割合による遅延損害金ないし遅延利息の支払を求める。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

20 1 本件明細書2の記載

本件明細書2には、次のような記載がある。

(1) 技術分野

「本発明は、直管形ランプ等の照明用光源及びこれを備えた照明装置に関する。」

（【0001】）

25 (2) 背景技術

「発光ダイオード（LED…）等の半導体発光素子は、…様々な製品の光源として

期待されている。中でも、LED を用いたランプ（LED ランプ）の研究開発が盛んに進められている。」（【0002】）

「LED ランプとしては、両端部に電極コイルを有する直管形蛍光灯に代替する直管形の LED ランプ（直管形 LED ランプ）…等がある。例えば、特許文献 1 には、
5 従来の直管形 LED ランプが開示されている。」（【0003】）

「LED ランプには、光源として 1 つ又は複数の LED モジュールが内蔵されている。LED モジュールは、例えば、基板と、基板の上に実装された複数の LED 等とによって構成されている。」（【0004】）

(3) 発明が解決しようとする課題

10 「直管形 LED ランプの一例として、例えば、長尺円筒状のガラス管を外郭筐体として用い、当該ガラス管内に長尺状の金属製の基台を配置する構造のものがある。また、半円筒状の樹脂製の透光性カバーと長尺状の金属製の基台とを組み合わせることで長尺円筒状の外郭筐体を構成する構造のものもある。」（【0006】）

「いずれの構造の場合も、複数個の長尺状の LED モジュールが長尺状の基台の上
15 上に一列に配置されており、各 LED モジュールは所定の方法で基台に固定されている。LED モジュールを基台に固定する方法としては、いくつか考えられる。」（【0007】）

「例えば、LED モジュールと基台とをシリコン樹脂等の接着剤で接着する方法がある。しかしながら、LED ランプを照明装置に取り付けた場合、LED モジュールは基台に対して下側（床側）に位置することになる。このため、接着剤のみで接
20 着しただけでは、接着力が次第に低下し、LED モジュールが自重によって基台から落下する可能性がある。さらに、接着剤を用いた固定方法では、製造時に硬化時間を要するので製造時間が長くなるという問題もある。」（【0008】）

「金属製の基台の一部をかしめることによって LED モジュールの基板を押さえ
25 つけるという方法もある。しかしながら、かしめによって LED モジュールの基板を押さえつけると、かしめた部分において基板に局所的な負荷がかかることにな

る。」（【0009】）

「LEDモジュールの基板と基台とをねじ止めする方法もある。しかしながら、基板と基台とを直接ねじ止めすると、ねじの締め付け力によって、この場合も基板に局所的な負荷がかかることになる。」（【0010】）

5 「このように、基板に局所的な負荷がかかると、基板に歪みが生じ、LEDモジュールの信頼性が低下するという問題がある。」（【0011】）

「本発明は、このような問題を解決するためになされたものであり、簡単な構成で、発光素子が実装された基板に対して過度の負荷を与えることなく当該基板を基台に固定することができる照明用光源及び照明装置を提供することを目的とする。」

10 （【0012】）

(4) 課題を解決するための手段

「上記目的を達成するために、本発明に係る照明用光源の一態様は、透光性カバーと、前記透光性カバーに覆われた基台と、前記基台の載置面上に載置された基板と、前記基板の上に配置された発光素子と、前記基板を押さえるための押さえ部材とを備え、前記押さえ部材は、前記基板を跨ぐように前記基台の上に配置され、前記基台は、前記基板及び前記押さえ部材の水平方向の動きを規制する側壁部と、前記基板及び前記押さえ部材の垂直方向の動きを規制する突出部とを有することを特徴とする。」（【0013】）

「本発明に係る照明用光源の一態様において、前記押さえ部材の一部材は、前記基板と前記基台との間の隙間に位置していてもよい。」（【0016】）

(5) 発明の効果

「本発明によれば、簡単な構成で、発光素子が実装された基板に対して過度の負荷を与えることなく当該基板を基台に固定することができる。」（【0018】）

(6) 発明を実施するための形態

25 「以下に説明する実施の形態は、いずれも本発明の好ましい一具体例を示すものである。したがって、以下の実施の形態で示される、数値、形状…などは、一例で

あって本発明を限定する主旨ではない。」（【0020】）

「LED モジュール 10 は、直管形 LED ランプ 1 の光源であり、透光性カバー 20 に覆われる形で基台 30 の上に配置される。基台 30 に載置された LED モジュール 10 は、押さえ部材 50 によって基台 30 に固定される。具体的な固定方法については後述する。」（【0028】）

「LED モジュール 10 は、長尺状であって、基台 30 の長手方向（X 軸方向）に沿って複数並べられる。本実施の形態では、4 つの LED モジュール 10 を用いて、短辺部分が互いに隣り合うように直線状に配置されている。」（【0029】）

「本実施の形態における LED モジュール 10 は、表面実装（SMD…）型の発光モジュールであって、基板 11 と、基板 11 に実装された複数の LED 素子 12 と、…電極端子 13 と、…金属配線…とを備える。基板 11 が基台 30 の載置面上に載置されることで、LED モジュール 10 が基台 30 の載置面上に載置される。」（【0030】）

「基板 11 は、長尺状の基板である。基板 11 は、矩形基板の一部が切り欠かれたような形状になっており、基板 11 には、切り欠き部 11a（凹部）が設けられている。…例えば、切り欠き部 11a は、矩形基板の短辺の中央部分を残すように、対向する長辺端部から内方に後退するように一対で設けられている。」（【0032】）

「このように、長尺状の矩形基板に切り欠き部 11a が存在する結果、切り欠かれずに残った部分は、矩形基板の主面水平方向で長手方向に突出する突出部 11b となる。つまり、突出部 11b は、矩形基板の短辺側の一部から長手方向に延在するように設けられる。」（【0033】）

「なお、基板 11 としては、切り欠き部 11a が設けられていない矩形基板を用いても構わない。」（【0034】）

「図 3 に示すように、基台 30 は、外郭筐体（ランプ筐体）の外面の一部を構成し、LED モジュール 10 を支持するための長尺状の支持基台である。基台 30 には複数の LED モジュール 10 が載置される。」（【0055】）

「基台 30 は、LED モジュール 10（基板 11）を載置するための載置部 31 と、…

外郭部 32 と、…中空部 33 と、連結部 34 とを有する。」（【0058】）

「載置部 31 における基台 30 の短手方向（Y 軸方向）の両端部には溝部 31a（レール）が設けられている。各溝部 31a は、断面形状が逆 L 字状に構成されており、基台 30 の長手方向の一方の端部から他方の端部にわたって（X 軸方向に）延設さ
5 れている。各溝部 31a は、載置面の主面垂直方向（Z 軸方向）に立設するように形成された板状の側壁部 31a1 と、載置面の主面水平方向に側壁部 31a1 から突出する突出部 31a2 とによって構成されている。つまり、溝部 31a の窪みは、側壁部 31a1 と突出部 31a2 とによって構成された空間領域であり、溝部 31a は Y 軸方向に開口するように構成されている。」（【0061】）

10 「各溝部 31a の窪みには、LED モジュール 10 の基板 11 の長辺端部と、押さえ部材 50 の固定部 52 とが収納される。」（【0062】）

「これにより、基板 11 の長辺端部と押さえ部材 50 の固定部 52 の端部とは横並びで溝部 31a に収納される。また、溝部 31a の側壁部 31a1 は、基板 11 の長辺端部に対向し、突出部 31a2 は、基板 11 及び固定部 52 の表面に対向する。したがって、
15 基板 11 及び押さえ部材 50 の主面水平方向の動きが側壁部 31a1 によって規制されるとともに、基板 11 及び押さえ部材 50 の主面垂直方向の動きが突出部 31a2 によって規制されるので、基板 11 及び押さえ部材 50 は溝部 31a1 から抜け出すことが
ない。」（【0063】）

「押さえ部材 50 は、LED モジュール 10 の基板 11 を基台 30 に押さえるように構成
20 されており、…基板 11 の表面を押さえる部分である基板押さえ部 51 と、基台 30 に固定される部分である固定部 52 とを有する。」【0076】

「固定部 52 は、基板押さえ部 51 の脚部であり、基板押さえ部 51 の両端部に設けられている。基板押さえ部 51 と固定部 52 とは段差を有するように構成されており、基板押さえ部 51 の裏面（基台 30 に対向する面）の高さ位置は、固定部 52 の
25 裏面（基台 30 との接触面）の高さ位置よりも高い。これにより、押さえ部材 50 を基台 30 に配置したときに、基板押さえ部 51 の下方には空間領域が形成される。こ

の空間領域に基板 11 の突出部 11b が挿入される。」（【0077】）

「基板押さえ部 51 の裏面には、基板 11 の表面に接触する凸部 53 が設けられている。」（【0078】）

「図 5(a)及び図 6 に示すように、基台 30 上に隣り合うように並べられた 2 つの基板 11 は、一方の基板 11 の突出部 11b と他方の基板 11 の突出部 11b とが隣接するように配置されている。これにより、隣り合う基板 11 の各々の切り欠き部 11a も隣接する。」（【0083】）

「押さえ部材 50 は、基板 11 を跨いで基台 30 の上に配置されている。具体的には、押さえ部材 50 は、基板 11 の切り欠き部 11a から基板 11 を跨ぐように基台 30 の上に配置されている。また、切り欠き部 11a が対向して一対設けられているので、押さえ部材 50 は、一対の切り欠き部 11a の間の部分の基板 11（突出部 11b）を跨ぐように基台 30 の上に配置されている。」【0084】

「これにより、図 5(b)に示すように、基板 11 の突出部 11b は、基板押さえ部 51 によって押さえつけられる。言い換えると、基板押さえ部 51 は、跨いだ部分の基板 11（突出部 11b）の表面を押さえている。このように、突出部 11b は、押さえ部材 50 の基板押さえ部 51 と基台 30 とによって挟持される。」【0085】

「なお、本実施の形態では、基板 11 に切り欠き部 11a が設けられているので、押さえ部材 50 は、切り欠き部 11a に対応させて突出部 11b を跨ぐように構成されているが、基板 11 は切り欠き部 11a のない矩形基板等でもよく、この場合、押さえ部材 50 は基板 11 の一部を跨ぐように構成されていればよい。」（【0086】）

「なお、基板押さえ部 51 には角が存在しないことが好ましく、基板押さえ部 51 の表面は、傾斜面や曲面とすることが好ましい。これにより、LED 素子 12 間に基板押さえ部 51 が存在しても光の乱反射等を抑制することができるので、配光特性の劣化を抑制することができる。」（【0087】）

「押さえ部材 50 の固定部 52 は、切り欠き部 11a が設けられた位置に丁度収まるように配置される。つまり、固定部 52 は、切り欠き部 11a が設けられた位置で基

台 30 に接触している。」（【0088】）

「本実施の形態において、押さえ部材 50 は、隣り合う基板 11 を跨ぐようにして配置されている。つまり、押さえ部材 50（基板押さえ部 51）は、一方の基板 11 の突出部 11b と他方の基板 11 の突出部 11b とを同時に押さええている。また、基板押
5 さえ部 51 の裏面に形成された凸部 53 も両方の基板 11 に接触している。」
（【0089】）

「押さえ部材 50 は、塑性変形部 30K による押圧力によって基台 30 に固定されている。塑性変形部 30K は、基台 30 の溝部 31a の一部を塑性変形させることによって形成される。例えば、塑性変形部 30K は、かしめ部であり、…固定部 52 が収納
10 された部分の溝部 31a をかしめることによって、固定部 52 を基台 30 に固定することができ、押さえ部材 50 を基台 30 に固定させることができる。」（【0091】）

「これに連動して、基板 11（突出部 11b）は、押さえ部材 50 の基板押さえ部 51 から押圧力を受けることになる。つまり、固定部 52 と溝部 31a とをかしめること
15 によって、固定部 52 に接続される基板押さえ部 51 が基板 11（突出部 11b）に対して押圧力を与えることになる。これにより、基板 11 は、押さえ部材 50 からの押圧力によって、基台 30 に押しつけられて基台 30 に固定される。」（【0092】）

「本実施の形態では、押さえ部材 50 を固定するときの押圧力によって基板 11 を基台 30 に固定している。これにより、基板 11 に対して間接的に押圧力を加えることができるので、基板 11 に局所的な負荷がかかることを抑制できる。したがって、
20 簡単な構成で、基板 11 に対して過度の負荷を与えることなく当該基板 11 を基台 30 に固定することができる。」（【0138】）

「本実施の形態において、押さえ部材 50 の固定部 52 は、切り欠き部 11a が設けられた位置において基台 30 に接触している。これにより、押さえ部材 50 を基台 30 に安定して固定させることができるので、基板 11 も安定して基台 30 に固定するこ
25 とができる。」【0142】

「以上、本発明に係る照明用光源及び照明装置について、実施の形態及び変形例

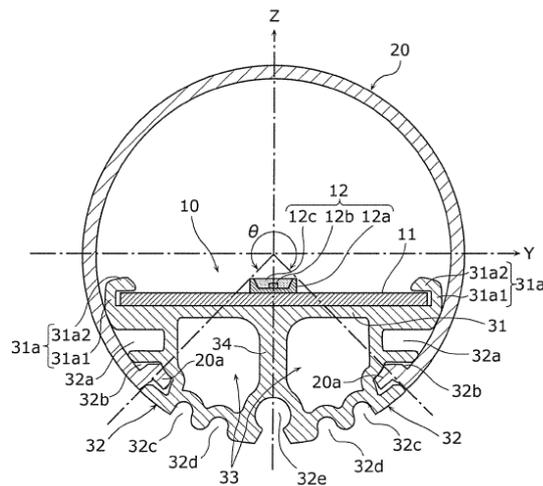
に基づいて説明したが、本発明は、上記の実施の形態に限定されるものではない。」

(【0149】)

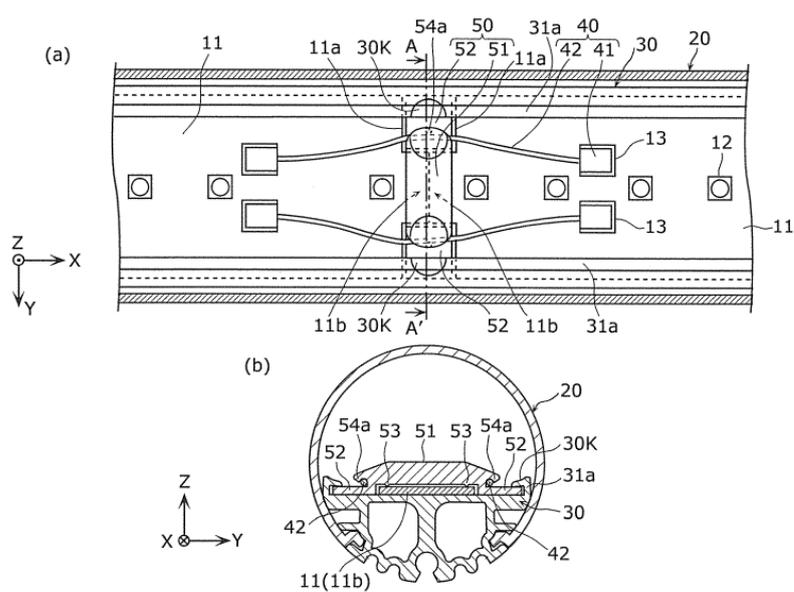
「例えば、上記実施の形態及び変形例では、隣り合う基板 11 の隣接部分を押し
え部材 50 によって押さえたが、1つの基板の一部のみを押しえ部材 50 で押さえる
5 ように構成しても構わない。具体的には、基板 11 の対向する長辺端部の一部を跨
ぐように押しえ部材 50 を配置しても構わない。」 (【0150】)

【図 3】

10



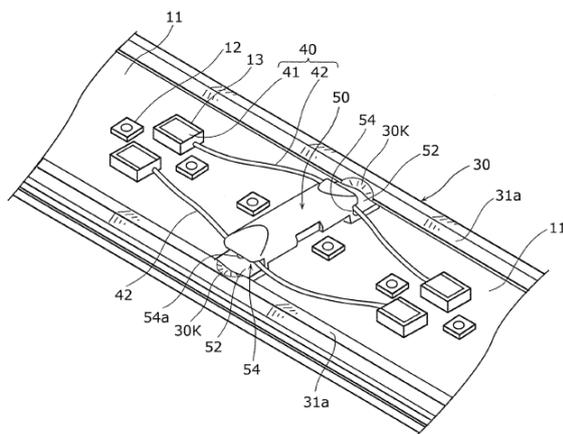
15



20

25

【図 6】



5

2 構成要件 2G の充足性（争点 1）について

10 (1) 「規制」（構成要件 2G）の意義

ア 特許請求の範囲の記載

本件発明 2 に係る特許請求の範囲請求項 1 には、「透光性カバー」（構成要件 2A）、「透光性カバーに覆われた基台」（構成要件 2B）、「基台の載置面上に載置された基板」（構成要件 2C）、「基板の上に配置された発光素子」（構成要件 15 2D）及び「基板を押さえるための複数の押さえ部材」（構成要件 2E）を備える「照明用光源」（構成要件 2H）において、「前記押さえ部材」は「前記透光性カバーとは分離されており、前記発光素子からの光を遮光しないように前記基板を跨ぐように前記基台の上に配置され」るものであること（構成要件 2F）、「前記基台」は「前記基板及び前記押さえ部材の水平方向の動きを規制する側壁部」及び 20 「前記基板及び前記押さえ部材の垂直方向の動きを規制する突出部」を有するものであること（構成要件 2G）が記載されている。

20

もつとも、「前記基台」が有する「側壁部」及び「突出部」が「前記基板及び前記押さえ部材」の「水平方向」及び「垂直方向」の各「動き」を「規制」することについて、「規制」の具体的な態様ないし方法に関する記載はなく、また、特許請求の範囲の記載全体を見ても、これをうかがわせる記載は見当たらない。このため、 25 「規制」の具体的な態様ないし方法、すなわち、「側壁部」及び「突出部」が基板

25

及び押さえ部材に接触するなどして直接的にこれらの動きを規制する構成のみを意味するのか、何らかの形で間接的に規制する構成を含むものであるのかは、特許請求の範囲の記載からは一義的に明らかでない。

イ 本件明細書 2 の記載

5 (ア) 本件明細書 2 の記載（前記 1）によれば、本件発明 2 は、例えば、基板と、基板の上に実装された複数の発光素子（LED 等）とによって構成される LED モジュールを 1 つ又は複数内蔵する LED ランプにおいて、LED モジュールを基台に固定する方法として、接着剤で接着する方法や金属製の基台の一部をかしめる方法、基板と基台とをねじ止めする方法といった従来の方法が有する問題を解決するため
10 に、簡単な構成で、発光素子が実装された基板に対して過度の負荷を与えることなく当該基板を基台に固定することができる照明用光源を提供することを目的とし（【0007】～【0012】）、そのような効果を奏するものである（【0018】）。本件発明 2 の各構成要件のうち、構成要件 2A～2E は、照明用光源（構成要件 2H）が備える構成要素を規定するものであるのに対し、構成要件 2F 及び 2G は、それぞれ、
15 押さえ部材及び基台の構成及び配置ないし機能を特定するものであることに鑑みると、構成要件 2F 及び 2G は、本件発明 2 の上記目的すなわち基板の基台への固定に関わるものと理解される。

(イ) 本件明細書 2 には、本件発明 2 の実施例として、基台 30 に載置された LED モジュール 10（表面実装型の発光モジュールであり、基板 11 と、基板 11 に実装された複数の LED 素子 12 等を備えるところ、基板 11 が基台 30 の載置面上に載置されることで、LED モジュール 10 が基台 30 の載置面上に載置される。）が押さえ部材 50 によって基板 30 に固定される例が示されている（【0028】、【0030】）。

この実施例における「具体的な固定方法」（【0028】）は、以下のとおりである。

すなわち、まず、長尺状の基板 11 は、矩形基板の一部が切り欠かれたような形状になっており、例えば、矩形基板の短辺の中央部分を残すように、対向する長辺
25 端部から内方に後退するように一対で設けられている切り欠き部 11a（凹部）と、

これにより切り欠かれずに残った部分であり、矩形基板の主面水平面上で長手方向に突出する突出部 11b が設けられている（【0032】，【0033】）。

他方、LED モジュール 10 を支持するための長尺状の支持基台である基台 30 は、LED モジュール 10（基板 11）を載置するための載置部 31 等を有し、その載置部 31
5 における短手方向（Y 軸方向）の両端部に、それぞれ断面形状が逆 L 字状に構成された溝部 31a が設けられており、これが基台 30 の長手方向の一方の端部から他方の端部にわたって（X 軸方向に）延設されている。また、各溝部 31a は、載置面の主面垂直方向（Z 軸方向）に立設するように形成された板状の側壁部 31a1 と、載置面の主面水平方向に側壁部 31a1 から突出する突出部 31a2 とによって構成されて
10 いる（【0055】，【0058】，【0061】）。この各溝部 31a の窪みには、基板 11 の長辺端部と、押さえ部材 50 の固定部 52 とが、横並びで収納される（【0062】，【0063】）。また、溝部 31a の側壁部 31a1 は基板 11 の長辺端部に対向し、突出部 31a2 は基板 11 及び固定部 52 の表面に対向する。このような配置となることにより、基板 11 及び押さえ部材 50 の主面水平方向の動きは側壁部 31a1 によって規制
15 され、かつ、基板 11 及び押さえ部材 50 の主面垂直方向の動きは突出部 31a2 によって規制されることとなり、基板 11 及び押さえ部材 50 は溝部 31a から抜け出すことがなくなる（【0063】）。

加えて、押さえ部材 50 は、LED モジュール 10 の基板 11 を基台 30 に押さえるように構成されており、基板 11 の表面を押さえる部分である基板押さえ部 51 と、基
20 台 30 に固定される部分である固定部 52 とを有する（【0076】）。固定部 52 は、基板押さえ部 51 の両端部に設けられ、基板押さえ部 51 と段差を有するように構成されており、押さえ部材 50 を基台 30 に配置したときに基板押さえ部 51 の下方に形成される空間領域に、基板 11 の突出部 11b が挿入される（【0077】）。基板押さえ部 51 の裏面には、基板 11 の表面に接触する凸部 53 が設けられている
25 （【0078】）。

基台 30 上に隣り合うように並べられた 2 つの基板 11 は、それぞれの突出部 11b

が相互に隣接するように配置され、これにより、各基板 11 の切り欠き部 11a も隣接する（【0083】）。このように切り欠き部 11a が対向して一対設けられているので、押さえ部材 50 は、一対の切り欠き部 11a の間の部分の基板 11 の突出部 11b を跨ぐように基板 30 の上に配置されている（【0084】）。これにより、基板 11 の突出部 11b は、基板押さえ部 51 によって押さえつけられ、突出部 11b は、押さえ部材 50 の基板押さえ部 51 と基台 30 とによって挟持される（【0085】）。また、押さえ部材 50 の固定部 52 は、切り欠き部 11a が設けられた位置に丁度収まるように配置され、固定部 52 は、切り欠き部 11a が設けられた位置で基台 30 に接触している（【0088】）。この実施の形態においては、押さえ部材 50（基板押さえ部 51）は、一方の基板 11 の突出部 11b と他方の基板 11 の突出部 11b とを同時に押さえると共に、基板押さえ部 51 の裏面に形成された凸部 53 も両方の基板 11 に接触している（【0089】）。

このように基台 30、基板 11 及び押さえ部材 50 を配置等した上で、押さえ部材 50 は、塑性変形部 30K による押圧力によって基台 30 に固定される。例えば、押さえ部材 50 の固定部 52 が収納された部分の基台 30 の溝部 31a の一部をかしめることによって（このかしめ部が塑性変形部 30K である。なお、LED モジュールを基台に固定する方法として基台の一部をかしめることは、従来技術である。【0009】）、固定部 52 が基台 30 に固定され、押さえ部材 50 が基台 30 に固定される（【0091】）。これに連動して、基板 11 の突出部 11b は押さえ部材 50 の基板押さえ部 51 から押圧力を受けることとなり、これによって、基板 11 は、基台 30 に押しつけられて基台 30 に固定される（【0092】、【0138】）。

(ウ) このような本件発明 2 の実施例の構成において、押さえ部材 50 は、基台 30 の側壁部 31a1 により水平方向の動きを、また、突出部 31a2 により垂直方向の動きを、それぞれ直接的に制限すなわち規制される。

他方、基板 11 については、基板 11 のうち、押さえ部材 50 の固定部 52 と横並びで基台 30 の溝部 31a に収納されている長辺端部の部分は、押さえ部材 50 と同様に、

基台 30 の側壁部 31a1 により水平方向の動きを、また、突出部 31a2 により垂直方向の動きをそれぞれ直接的に規制される。これに加え、基板 11 の切り欠き部 11a の位置に押さえ部材 50 の固定部 52 が丁度収まるように配置されること、隣り合う 2 つの基板 11 の突出部 11b が押さえ部材 50 の基板押さえ部 51 に同時に押さえられ
5
ると共に、基板押さえ部 51 の裏面に形成された凸部 53 も両方の基板 11 に接触することで、押さえ部材 50 の動きが基台 30 の側壁部 31a1 及び突出部 31a2 により規制されることによって、間接的にも、基板 11 の動きが規制されている。

(エ) 本件明細書 2 には、基板と基台との間に隙間が存在し、そこに押さえ部材が位置してもよいとされている（【0016】）。また、本件明細書 2 には、上記実施
10
例につき、基板 11 としては切り欠き部 11a が設けられていない矩形基板を用いてもよく（【0034】，【0086】），この場合、押さえ部材 50 は基板 11 の一部を跨ぐように構成されていればよいこと（【0086】）も示されている。さらに、本件発明 2 の実施の形態は上記実施例に限定されるものではなく（【0020】，【0149】），
15
例えば、1 つの基板の一部のみを押さえ部材 50 で押さえるように構成すること、
具体的には、基板 11 の対向する長辺端部の一部を跨ぐように押さえ部材 50 を配置
することとしても構わないこと（【0150】）も示されている。

(オ) 本件明細書 2 の上記各記載によれば、基台の側壁部及び突出部による基板の水平方向及び垂直方向の各動きの規制につき、間接的な態様ないし方法による規制を排除する趣旨はうかがわれず、むしろ直接的に規制する態様ないし方法に限ら
20
ず間接的なものも含まれるものと解される。

ウ 以上より、本件発明 2 に係る特許請求の範囲及び本件明細書 2 の記載を参酌すると、「規制」（構成要件 2G）は、基台の側壁部及び突出部による基板の水平方向及び垂直方向の各動きの規制につき、基板の動きを直接的に規制する態様ないし方法に限られず、間接的な態様ないし方法による規制も含むものとするのが相当
25
である。

エ 被告の主張について

被告は、「規制」（構成要件 2G）につき、少なくとも押さえ部材の水平方向及び垂直方向での動きを規制することにより間接的に基板の動きを規制する構成は当たらないなどと主張する。

しかし、本件発明 2 の実施の形態が本件明細書 2 記載の実施例に限定されないことは、上記のとおりである。

また、本件特許 2 に係る請求項 2 記載の発明においては、押さえ部材の動きの規制に係る構成は示されているものの、基板の動きの規制に係る構成は発明の内容とされていない。そうである以上、これをもって、「規制」の意義につき、基板の動きを間接的に規制する態様ないし方法によるものを排除する趣旨まで読み取ることができない。

さらに、本件上申書（乙 4 の 8）を見ても、原告パナソニックは、「分割出願に係る発明と他の特許出願に係る発明とが同一でないことの説明」として、「本願の請求項 1 に係る発明は、『前記基台は、前記基板及び前記押さえ部材の水平方向の動きを規制する側壁部と、前記基板及び前記押さえ部材の垂直方向の動きを規制する突出部とを有する』という構成要件を有する点で、原出願の請求項 1 に係る発明と異なります。」とするにとどまる。このような記載から、「規制」の意義につき、基板の動きを間接的に規制する態様ないし方法によるもの全てを排除する趣旨を読み取ることができない。むしろ、原告パナソニックは、本件意見書（乙 4 の 13）において、本件発明 2 を含む発明につき、「発光素子が配置された基板が、押さえ部材によって押さえられており、また、その押さえ部材は、基台の側壁部と突出部とによって動きが規制されております。これにより、簡単な構成で、発光素子が配置された基板に対して過度の負荷を与えることなく当該基板を基台に固定することができるという効果（効果 A）が得られます（【0018 等】）。」などと説明している。この記載からは、原告パナソニックは、「規制」（構成要件 2G）につき、基板の動きを間接的に規制する態様ないし方法によるものを含む趣旨に理解していたことがうかがわれる。

その他縷々主張する点を考慮しても、この点に関する被告の主張は採用できない。

オ 小括

5 以上のとおり、「規制」（構成要件 2G）には、基台の側壁部及び突出部による基板の水平方向及び垂直方向の各動きの規制につき、基板の動きを直接的に規制する態様ないし方法に限られず、間接的な態様ないし方法による規制も含むものとするのが相当であり、基板を直接的に側壁部又は突出部に接触させる方法のほか、押さえ部材を介して間接的にその動きを制限する方法を含む。

(2) 被告製品 4 及び 5 の構成要件充足性

10 ア 被告製品 4 の構成 4a～4f 及び 4h 並びに被告製品 5 の構成 5a～5f 及び 5h がそれぞれ本件発明 2 の構成要件 2A～2F 及び 2H を充足することは、当事者間に争いが無い。

イ 前提事実（前記第 1 の 3 (2)）、証拠（乙 9 1）及び弁論の全趣旨によれば、別紙 3 物件説明書「4 被告製品 4」の「(2) 被告製品 4 の写真」及び「5 被告製品 5」の「(2) 被告製品 5 の写真」のとおり、被告製品 4 及び 5 の基板はいずれも基台の側壁部及び突出部に接触していないところ、これらの被告製品の基台は側壁部及び突出部を有し、側壁部は基台の上に配置された PCB クリップの水平方向の動きを、突出部は PCB クリップの垂直方向の動きをそれぞれ規制していること、基板は、このように側壁部及び突出部により動きを規制された PCB クリップを介して、水平方向及び垂直方向の動きを規制されていることが認められる。

そうすると、被告製品 4 及び 5 は、「前記基台は、前記基板及び前記押さえ部材の水平方向の動きを規制する側壁部と、前記基板及び前記押さえ部材の垂直方向の動きを規制する突出部を有する」（構成 4g, 5g）との構成を備えるものといえ、これらは、いずれも本件発明 2 の構成要件 2G を充足する。

25 これに対し、被告は、被告製品 4 及び 5 において、基板は粘着性のあるサーマル・テープにより固定されているだけであると主張する。しかし、サーマル・テ

ープの使用は、接着剤での固定（本件明細書2【0008】）に類する従来技術に過ぎず、また、PCBクリップが基板の脱落を防止する機能を果たすものであるとしても、上記認定のとおり、被告製品4及び5において、PCBクリップを介して基板の水平方向及び垂直方向の動きが規制されていると認められる以上、サーマル・テープの使用は、本件発明2との関係では任意に付加された事項に過ぎない。

その他縷々被告が主張する点を考慮しても、この点に関する被告の主張は採用できない。

ウ 小括

以上より、被告製品4及び5は、本件発明2の構成要件をいずれも充足するから、いずれもその技術的範囲に属する。

3 無効理由（公然実施による新規性欠如）の有無（争点2）について

(1) 公然実施の有無

ア 証拠（以下に掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 被告は、遅くとも平成24年2月頃から402W製品の製造準備を開始し、韓国において製造した402W製品につき、少なくとも、同年3月6日頃に260セット、同年4月6日頃に2497セット、同月13日頃に600セットを輸入した（乙79、84、85～87、90、139、140）

(イ) 被告は、同年2月10日、「処理方法」を「渡し切りサンプル（点灯試験・分解テスト）」として見本品手配申請書（乙80。以下「本件申請書」という。）を作成し、402W製品4本を含む4種類の直管形LEDランプ合計16本をカナデンに対して納品する社内手続を行い、同年4月16日を納期としてその処理を完了し、同月17日、これをカナデンに納品した。

カナデンに納品された402W製品は同社の倉庫に保管されていたところ、被告は、平成29年9月頃、同社からこれを入手した。当該製品には、製造ロット番号として「120331」が表示されているところ、これは、当該製品の製造年月日が平成24

年3月31日であることを意味する。

(以上につき、上記のほか、乙77, 78, 88, 139, 148, 160, 183, 184)

5 (ウ) 被告は、本件チラシ（平成24年1月発行）に、平成24年3月初旬発売
予定の商品として402W製品を掲載した（乙138）。また、被告は、本件カタログ（同年2月発行）にも402W製品を掲載したところ、他の掲載商品には発売予定時期を明記したのが見られるにもかかわらず、402W製品にはそのような記載はない（乙35）。

10 イ 上記各認定事実を総合的に考慮すれば、402W製品は、遅くとも被告からカナデンに納品された平成24年4月17日頃には、同社に譲渡されたことによりその構造が解析可能な状態に至ったものと認められる。

これに対し、原告パナソニックは、上記アの認定事実を認めるに足りる証拠がないことを指摘すると共に、仮に平成24年4月17日頃に被告からカナデンに対して402W製品が納品されたとしても、被告とカナデンとの間に秘密を保持することが暗黙の裡に求められていたため、公然実施されたとはいえないなどと主張する。

15 しかし、本件申請書は、その書面の体裁等に鑑みると、被告において内部的に定形化された書式に基づき作成されたものと見られ、日常的な業務の一環として作成されたものであることがうかがわれる。また、その記載内容並びに「申請者印」欄及び「完了印」欄の押印は、平成24年4月16日付け「見本品引取書」（乙78）
20 及び同月17日付け「判取票」（乙88）の記載ないし押印と一致ないし整合することから、本件申請書の作成日は、上記認定のとおり、同年2月10日と認められる（なお、同様の理由及び筆跡の字体そのものから、判取票の作成日付は、2012年9月17日ではなく同年4月17日であることも認められる。）。また、上記「判取票」は、カナデン担当者の押印（乙148）と同一の印影が存在することから、平成24年4月17日に同社に402W製品が納品されたことを裏付けるものと
25 認めるに足りる。

また、本件申請書には、「処理方法」の「渡し切りサンプル（点灯試験・分解テスト）」欄にチェックがされているものの、カナデンは、電気工事業等の建設業許可を得ている事業会社であり（乙76）、また、被告による402W製品の商品開発に共同研究その他の形で関与していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、
5 本件チラシ及び本件カタログの記載からは、カナデンに納品された平成24年4月頃又はこれに極めて近接した時点で、402W製品は既に一般向けに販売されていたことがうかがわれることに鑑みると、カナデンに対する402W製品の納品が、その構成等につき同社に守秘義務を負わせることを前提として行われたものであるとは考え難い。

10 その他原告パナソニックが縷々主張する点を考慮しても、この点に関する原告パナソニックの主張は採用できない。

ウ 小括

以上より、402W発明は、本件原出願の日より前に日本国内において公然実施された発明といえる。

15 (2) 402W発明の構成

ア 402W発明の構成のうち、構成o～t及びvについては、当事者間に争いが無い。

また、402W発明の構成のうち、構成o～s及びvが本件発明2の構成要件2A～2E及び2Hに相当することは、当事者間に争いが無い。構成uについては、前記のとおり、「規制」（本件発明2の構成要件2G）につき、基板を直接的に側壁部又は突出部に接触させる方法のほか、押さえ部材を介して間接的にその動きを制限する方法を含むものと解されることを踏まえると、本件発明2の構成要件2Gに相当するものといえる。

イ 「遮光しない」（構成要件2F）の意義

25 (ア) 本件発明2に係る特許請求の範囲の記載によれば、「押さえ部材」につき、「前記発光素子からの光を遮光しないように前記基板を跨ぐように前記基台の上に

配置され」（構成要件 2F）とされているものの、「遮光」の語それ自体は、光を完全に遮ることを直ちに意味するものではない。また、特許請求の範囲の記載全体を見ても、「遮光しない」ことの程度や態様といった具体的な構成をうかがわせる記載はない。このため本件発明 2 に係る特許請求の範囲の記載からは、「遮光しない」の意義が一義的に明らかとはいえない。

(イ) 本件明細書 2 には、「遮光しない」に係る記載として、「基板押さえ部 51 には角が存在しないことが好ましく、基板押さえ部 51 の表面は、傾斜面や曲面とすることが好ましい。これにより、LED 素子 12 間に基板押さえ部 51 が存在しても光の乱反射等を抑制することができるので、配光特性の劣化を抑制することができる。」（【0087】）との記載があると共に、図 5 (a)及び図 6 において、押さえ部材と LED 素子との位置関係の例が示されている。これらのほかに、押さえ部材と発光素子から出射される光との関係に関する明示的な記載は、本件明細書 2 には見当たらない。

(ウ) 原告パナソニックは、本件意見書において、本件発明 2 を含む発明では「押さえ部材が発光素子からの光を遮光しないように配置されております。これにより、押さえ部材による配光への影響を気にする必要がありませんので、より簡単な構成で基板を基台に固定することができるという効果（効果 A1）が得られます。さらに、発光素子からの光を遮光しないように押さえ部材を配置することによって光の取出し効率が低下することを抑制できるという効果（効果 B）も得られます。」と記載している。また、平成 26 年 5 月 21 日起案の拒絶理由通知書（乙 4 の 1 2）において、引用文献 2（特開 2012-199163 号公報。乙 1 5 0。以下「乙 1 5 0 文献」という。）記載の「支持部材 13 は押さえ部材に相当する」などと指摘されたことに対応して、原告パナソニックは、本件意見書において、「引用文献 2 における支持部材 13 は、LED11b を覆うように配置されており、光の取出し効率が低下する構成になっております。したがって、引用文献 2 では、…上記の効果 A1 及び効果 B についても得られません。」と記載している。ここで、乙 1 5 0 文献には、支持部

材 13 をその構成に含む光拡散部分 15 が「矩形状をなす基板 11a と、基板の長手方向に沿って配設される固体発光素子 11b からなる」（【0011】）光源ユニット 11 の全面を筒状に覆う構成が開示されている（【0017】，【0018】，図 2）。

(エ) 本件発明 2 に係る特許請求の範囲及び本件明細書 2 の各記載に加え，本件意見書及び乙 150 文献の記載を踏まえると，本件発明 2 において，押さえ部材は，基板を跨ぐ形で基台の上に配置されることから，その構造及び配置により，基板の上に実装された LED 素子から発せられる光を遮らないような構成とすることが求められること，そのような構成として，具体的には，押さえ部材につき，LED 素子の全面を覆うことによりそこからの光を遮光する構成が少なくとも排除されることは明らかといえる。しかし，上記各記載においては，例えば，押さえ部材の表面に形成される傾斜面や曲面の配置や傾斜等の程度に関する具体的な記載はなく，また，LED 素子の大きさや高さ等を踏まえた LED 素子と押さえ部材との位置関係等についても，具体的な記載はない。LED 素子から発せられる光のランバーシアン配光特性との関係に言及して押さえ部材等を構成すべきことをうかがわせる記載もなく，ランバーシアン配光特性との関係を考慮すべき旨の記載も，明示的には置かれていない。

これらの事情を総合的に考慮すると，仮に，LED の照明分野において LED がランバーシアン配光特性を有することが技術常識であったとしても，押さえ部材 50 の構成につき，本件明細書 2 の「基板押さえ部 51 の表面は，傾斜面や曲面とすることが好ましい。これにより，LED 素子 12 間に基板押さえ部 51 が存在しても光の乱反射等を抑制することができるので，配光特性の劣化を抑制することができる。」

（【0087】）との記載並びに図 5(a)及び 6 から，当業者が，ランバーシアン配光特性を前提として，これに従った光の進行を遮らない構成とすべきことを認識するまでとはいえない。

したがって，「遮光しない」（構成要件 2F）とは，「光を遮らない」ことを意味するものの，必ずしも厳密な意味で発光特性に応じた全ての光を遮らないことを

意味するものではなく、発光素子の間に押さえ部材が基板を跨ぐように配置されることで、発光素子の上面の光を遮ることがないことを意味するものと解される。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

ウ 402W 製品について

5 証拠（甲 25，乙 11，45，82，84，87，91）及び弁論の全趣旨によれば、402W 製品の PCB クリップは、被告製品 4 及び 5 と同一の部材であり、透光性カバーから分離され、基板を跨ぐように基台の上に配置されていると共に、透明で、LED 素子の上面に当たる部分には開口部が、開口部以外の基板の上に跨る部分は隣り合う LED 素子の間に、それぞれ位置するように配置されていること、402W
10 製品の遮光角度が 45° ないし 56.3° であることが認められる。これによれば、402W 製品の PCB クリップは、LED 素子からの光を「遮光しない」（構成要件 2F）ように配置されているものといえる。このような PCB クリップは、「押さえ部材」（本件発明 2 の構成要件 2F）に相当するといえる。

したがって、402W 発明の構成 t は、本件発明 2 の構成要件 2F に相当する。これに
15 反する原告パナソニックの主張は採用できない。

(3) 小括

以上によれば、本件発明 2 は、本件原出願の日（平成 25 年 2 月 12 日）より前に日本国内において公然実施をされた発明である 402W 発明と同一の発明であるから、本件特許 2 は法 29 条 1 項 2 号に違反してされたものであり、特許無効審判に
20 より無効にされるべきものと認められる（法 123 条 1 項 2 号）。

したがって、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権 2 を行使することができない（法 104 条の 3 第 1 項）。

4 まとめ

以上より、その余の点について論ずるまでもなく、原告パナソニックの本件特許
25 権 2 の侵害に基づく請求は、いずれも理由がない。

以 上

別添 特許公報省略

(別添)

被告製品 4 及び 5 の構成 (原告パナソニックの主張)

1 被告製品 4

- 5 4a 透光性を有するカバーと、
- 4b 前記透光性を有するカバーに覆われた基台と、
- 4c 前記基台の載置面上に載置された基板と、
- 4d 前記基板の上に配置された LED チップと、
- 4e 前記基板を押さえるための複数の押さえ部材とを備え、
- 10 4f 前記押さえ部材は、前記透光性を有するカバーとは分離されており、前記 LED チップからの光を遮断しないように前記基板を跨ぐように前記基台の上に配置され、
- 4g 前記基台は、前記基板及び前記押さえ部材の水平方向の動きを規制する側壁部と、前記基板及び前記押さえ部材の垂直方向の動きを規制する突出部を有する
- 15 4h ランプ。

2 被告製品 5

- 5a 透光性を有するカバーと、
- 5b 前記透光性を有するカバーに覆われた基台と、
- 20 5c 前記基台の載置面上に載置された基板と、
- 5d 前記基板の上に配置された LED チップと、
- 5e 前記基板を押さえるための複数の押さえ部材とを備え、
- 5f 前記押さえ部材は、前記透光性を有するカバーとは分離されており、前記 LED チップからの光を遮断しないように前記基板を跨ぐように前記基台の上に配置
- 25 され、
- 5g 前記基台は、前記基板及び前記押さえ部材の水平方向の動きを規制する側壁

部と、前記基板及び前記押さえ部材の垂直方向の動きを規制する突出部を有する

5h ランプ。

以上

(別紙 7)

本件特許権 3 関係の請求に関する事実及び理由

第 1 前提事実 (争いのない事実及び弁論の全趣旨より容易に認定できる事実)

5 1 本件特許権 3

原告パナソニックは、以下の特許権 (本件特許権 3) を有する。

特許番号 特許第 5453503 号

発明の名称 光源ユニット及び照明器具

出願日 平成 24 年 10 月 11 日 (以下「本件出願日」という。)

10 登録日 平成 26 年 1 月 10 日

特許請求の範囲 別添特許公報 (甲 3 の 2) の特許請求の範囲請求項 1 に記載のとおり (以下、同請求項記載の発明を「本件発明 3」という。また、本件特許 3 に係る願書に添付した明細書及び図面を「本件明細書 3」という。)

2 構成要件の分説

15 本件発明 3 をそれぞれ構成要件に分説すると、別添「特許権 3 充足論一覧表」の「構成要件」の「3A」～「3H」の各欄に記載のとおりである。

3 被告の行為

(1) 被告は、業として、遅くとも平成 26 年 3 月 1 日から、被告製品 6 の製造、販売又は販売の申出をそれぞれ開始した。

20 被告製品 6 について、別紙 2 物件目録記載の器具本体の型番及び製品の形 (型) の対応関係は、別添「特許権 3 充足論一覧表」の「被告製品 6」の各欄記載のとおりである (なお、灰色の塗り潰し部分は本件の対象ではない。)

(2) 被告製品 6 の構成

25 別添「被告製品 6 の構成 (原告パナソニックの主張)」記載の被告製品 6 の構成のうち、下面開放形 (埋込)、白ルーバー形及び空調ダクト回避型 (以下「下面開放形 (埋込) 等」という。) 及びトラフ形を除き、構成 3a～e 及び h については、

当事者間に争いがない。下面開放形（埋込）等は同記載 1 及び 2 の構成 3c について、トラフ形は同記載 1 の構成 3a について、それぞれ争いがある。

4 構成要件の充足

5 被告製品 6 について、別添「特許権 3 充足論一覧表」の各構成要件欄に「○」が付されている本件発明 3 の各構成要件を充足することについては、当事者間に争いがない。構成要件の充足につき争いがあるのは、同一覧表に「争」の記載がある部分である。

5 争点

(1) 本件特許権 3 関係の請求に固有の争点

10 ア 構成要件の充足性

(ア) 被告製品 6 全般について

構成要件 3F 及び G の充足性（争点 1）

(イ) 下面開放形（埋込）等について

構成要件 3C の充足性（争点 2）

15 (ウ) トラフ形について

構成要件 3A の充足性（争点 3）

イ 無効理由の有無

(ア) 無効理由 1（NNF 発明①の公然実施による新規性欠如）の有無（争点 4）

(イ) 無効理由 2（NNF 発明②を主引用例とする進歩性欠如）の有無（争点 5）

20 (ウ) 無効理由 3（乙 6 発明を主引用例とする進歩性欠如）の有無（争点 6）

a 無効理由 3－1（乙 4 8 発明を副引用例とするもの）

b 無効理由 3－2（乙 1 2 5 発明を副引用例とするもの）

ウ 間接侵害の成否（争点 7）

エ 差止の必要性（争点 8）

25 (2) 本件特許権 2，4，6 及び 7 関係の請求と共通の争点

損害額及び不当利得額（争点 9）

第2 争点に関する当事者の主張

1 構成要件 3F 及び G の充足性（争点 1）

（原告パナソニックの主張）

本件発明 3 の「吊ボルト」については、「吊ボルトの少なくとも一部…が配置される収容部」（構成要件 3F）及び「収容部内における前記吊ボルト」（構成要件 3G）を充足することを要するところ、例えば、被告製品 6 - (1) の仕様書の記載によれば、取付ボルト（以下、単に「ボルト」という場合がある。）の出しろは、天井面から側壁部の下端部までの距離から収容部の高さを控除した約 20.3mm となり、また、ボルトの高さは 15mm～25mm と記載とされていることから、一般的な施工を行えば、ボルトは取付部材の収容部に達する。したがって、大抵の被告製品 6 - (1) は、「吊ボルトの少なくとも一部…が配置される収容部」（構成要件 3F）及び「収容部内における前記吊ボルト」（構成要件 3G）を充足する。

その他の被告製品 6 についても、一般的な施工を前提とすれば、通常、ボルトの少なくとも一部が収容部に配置されることから、被告製品 6 - (1) と同様に、構成要件 3F 及び G を充足する。

（被告の主張）

トラフ形については、ボルトを介して設置されること自体が標準的な設置方法ではないから（後記 3（被告の主張））、本件発明 3 の構成要件 3F 及び G を充足しない。

他の被告製品 6 においては、ボルトの長さ次第で、ボルトの一部が取付部材の「収容部」に配置されるか否かが定まる。したがって、そのような配置関係とならない設置例の被告製品 6 は、本件発明 3 の構成要件 3F 及び G を充足しない。

2 構成要件 3C の充足性（争点 2）

（原告パナソニックの主張）

本件発明 3 の構成要件 3C において、「天井材」は何ら限定されておらず、器具本体を埋め込む部分の「天井材」もこれから除外されていない。例えば、被告製品

6-(5) (ERK9642W) の取扱説明書では、埋め込まれる天井面を基準として、「器具本体における天井材と反対側」に收容凹部が設けられている。

したがって、被告製品6のうち下面開放形（埋込）等についても、埋め込まれる天井面を基準として、「器具本体における天井材と反対側」に收容凹部が設けられているといえる。

また、下面開放形（埋込）等の製品においても、ボルトを收容部に配置しない場合には、その分 LED ユニットが天井と反対側にせり出すことになるため、本件発明3の構成を充たすことで、所定の作用効果を奏する。

以上より、下面開放形（埋込）等も、本件発明3の構成要件3Cを充足する。

10 (被告の主張)

本件発明3に係る特許請求の範囲及び本件明細書3の記載を踏まえると、構成要件3Cは、いわゆる「天井直付け型の照明器具」に関する発明であることを特定する点にその技術的意義があり、收容凹部が天井面の下側に位置することを構成要件とするものである。

15 しかるに、被告製品6のうち下面開放形（埋込）等においては、器具本体の收容凹部は、天井材と反対側ではなく、天井材側に設けられている。

そもそも、下面開放形（埋込）等の製品は、天井裏面に器具本体を設置するため、天井からの突出量を低く押さえた照明器具を提供するという本件発明3の目的及び効果に沿わない構成となるものであって、本件発明3とは技術的思想が異なる。

20 したがって、下面開放形（埋込）等の製品は、本件発明3の構成要件3Cを充足しない。

3 構成要件3Aの充足性（争点3）

(原告パナソニックの主張)

25 トラフ型を含む被告製品6の仕様書には、全て「取付ボルト穴」と「取付ボルト高さ」の表が記載されており、「吊ボルト」の使用が予定されている。したがって、仮にボルトではなくレールが使用される場合があるとしても、それは被告製品6が

販売された後の工事施工の問題に過ぎず、技術的範囲の属否とは無関係である。

(被告の主張)

トラフ形は、通常、レールに取り付けられ設置される LED 照明装置を指すというのが業界用語であり、ボルトをもって設置される例はない。

5 したがって、トラフ形は、「吊ボルトを用いて天井材に取り付けられる器具本体」に当たらず、本件発明 3 の構成要件 3A を充足しない。

4 無効理由 1 (NNF 発明①の公然実施による新規性欠如) の有無 (争点 4)

(被告の主張)

(1) 本件出願日以前に、阪急電鉄株式会社 (以下「阪急電鉄」という。) の摂津
10 市駅 (以下「摂津市駅」という。) 構内において、本件発明 3 と同一の構成となる
製品 NNF41100 (以下「本件設置品」という。また、本件設置品に係る発明を
「NNF 発明①」という。) が使用され、実施されていた。すなわち、本件発明 3
は、本件特許 3 の出願前に日本国内において公然実施をされた発明であるから、本
件特許 3 は、法 29 条 1 項 2 号に違反してされたものであり、特許無効審判により
15 無効にされるべきものである (法 123 条 1 項 2 号)。したがって、原告パナソニ
ックは、被告に対し、本件特許権 3 を行使することはできない (法 104 条の 3 第
1 項)。

(2) 公然実施

ア 原告パナソニックによる NNF 製品の販売等と摂津市駅への設置

20 原告パナソニックは、本件出願日以前に、LED ベースライト (品番 NNF41100
LE9。以下「NNF 製品」という。) を製造、販売等して実施していた。NNF 製品
は、ボルトが取付部材の収容部に配置 (収容) されない点を除き、本件発明 3 と同
一の構成を有する。

25 NNF 製品は、本件出願日以前である平成 22 年 3 月、摂津市駅構内の地下通路
内に 7 台設置されたところ、うち 3 台 (本件設置品) は、天井面からのボルトの出
しろが約 40mm を超えて施工され、同ボルトの一部が収容部に配置されている。ま

た、本件設置品は、平成21年製である。

イ 公然実施

(7) 本件設置品は、平成22年3月に阪急電鉄に所有権が移転した工事終了時点又は同社から委託を受けた施工業者による工事終了時点において、原告パナソニックに対して守秘義務を負わない不特定の第三者である阪急電鉄ないし施工業者によってその発明（NNF 発明①）の内容を認識することが可能となったものである。したがって、遅くとも平成22年3月に、阪急電鉄に本件設置品の所有権が移転した時点又は施工業者が施工工事を行った時点で、NNF 発明①は公然実施をされたといえる。

10 (1) 阪急電鉄に設置された7台の NNF 製品のうち3台が本件設置品であるから、割合としてはわずかな施工例とはいえない。

また、本件設置品の設置後、躯体工事に関連する天井材を取り外してボルトの長さだけを継ぎ足すといった追加工事を行う必要性があったとは考えられない上、本件設置品の設置状況が自然であることを踏まえると、本件設置品のボルトの天井面からの出しろ長さは、平成22年3月から変更されていないといえる。

さらに、NNF 製品の施工説明書兼取扱説明書（以下「本件説明書」という。）の照明器具の製品寿命に関する記載は、ボルトの出しろ長さと無関係な事項であるし、コンクリート製の天井面から引き出されている吊りボルトの長さが電車の走行による振動で変動することは技術常識からしてあり得ない。

20 (3) NNF 発明①の構成及び本件発明3との対比

ア 本件設置品に係る NNF 発明①の構成は、以下のとおりである。

- a1 長尺状に形成され吊りボルト（取付ボルト）を用いて天井材に取り付けられる器具本体と、
- b1 前記器具本体に取り付けられる光源ユニット（LED ユニット）とを備え、
- 25 c1 前記器具本体における前記天井材と反対側には、前記器具本体の長手方向に沿って収容凹部（器具本体の凹所）が設けられ、

d1 前記收容凹部（器具本体の凹所）の底面部には、前記吊りボルトを通すための孔（取付ボルト穴）が設けられており、

e1 前記光源ユニット（LED ユニット）は、複数の LED（6 個のパネル、各パネルの下の 9 個の LED）が実装された LED 基板（各パネルの下の 9 個の LED が実装された 6 個の LED 基板）と、前記複数の LED が前記收容凹部（器具本体の凹所）の外側を向くようにして前記 LED 基板を前記器具本体に取り付けるための取付部材（LED ユニットの枠体）と、前記複数の LED に点灯電力を供給する電源装置（電源ユニット又は電源ブロック）とを有し、

f1 前記取付部材（LED ユニットの枠体）は、前記器具本体の前記收容凹部（器具本体の凹所）と対向する部位に前記吊りボルトの少なくとも一部及び電源装置（電源ユニット又は電源ブロック）が配置される（枠体の凹所の底面の鋼板にネジで固定され、又は銀色取付台を介してネジで固定され、それぞれ高さ方向で全高約 7 分の 1 又は約 3 分の 1 が枠体の凹所に位置する）收容部（LED ユニットの枠体の凹所）を有し、

g1 前記電源装置（電源ブロック又は電源ユニット）は、前記光源ユニット（LED ユニット）を前記器具本体に取り付けた状態で前記收容部（LED ユニットの枠体の凹所）内における前記吊りボルトと干渉しない位置（取付ボルト穴の位置とは干渉しない位置）に配置されることを特徴とする

h1 照明器具。

イ NNF 製品は、構成 f1 及び g1 に関し、天井材からのボルトの出しろ長さが約 40mm を超える場合に、收容部（取付部材の底面部及び側面部で構成された空間である LED ユニットの枠体の凹所）にその一部が配置されるところ、本件設置品においては、いずれもボルトの出しろ長さが約 40mm を超えており、ボルトが LED ユニットの枠体の凹所に到達している。

したがって、NNF 発明①の構成 a1～h1 は、いずれも本件発明 3 の構成要件 3A～H と一致し、NNF 発明①と本件発明 3 は同一の発明である。

(4) 「収容部」(構成要件 3F, G) の意義等

ア 「収容部」は、「取付部材」に設けられるものであり、「前記器具本体の前記収容凹部と対向する部位に前記吊ボルトの少なくとも一部及び前記電源装置が配置される」ものである(構成要件 3F)。「収容」とは、「人や物品を一定の場所
5 におさめ入れること」等の意味を有する用語である。また、照明器具の技術分野にあって、「収容部」との用語は、特段の特定がない限り、照明器具内部における何らかの部品をおさめ入れる収容スペースの空間を意味する用語と理解できる。本件発明 3 も、電源装置及び吊りボルトの一部を収容するという以外に、収容部について何ら限定していない。

10 また、「前記器具本体の前記収容凹部と対向する部位に」との特定は、「前記吊ボルトの少なくとも一部及び前記電源装置が配置される」に掛かるものであり、「収容部」に掛かるものではない。

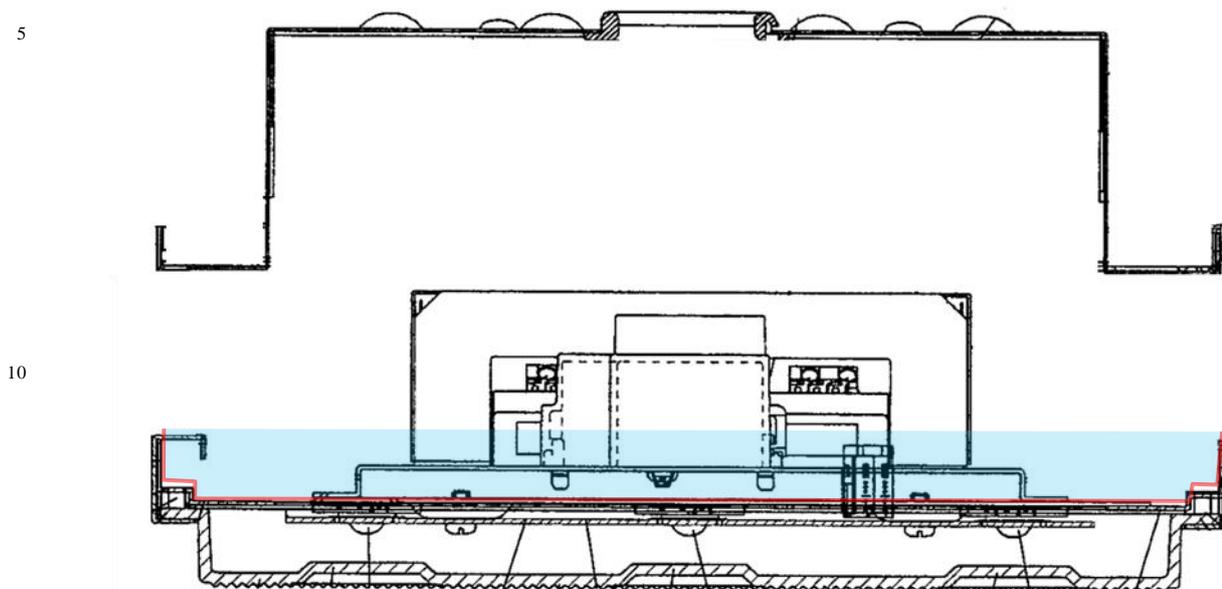
次に、「対向する部位」とは、単に、「互いに向き合う」部位という意味でしかなく、収容凹部と収容部という空間が互いに向き合っているという関係性を特定する
15 だけであり、向き合う方向以外(水平方向)での広狭や、その配置関係が内側になるか外側になるかの限定を伴う文言ではない。本件明細書 3 においても、「対向」という文言は、「互いに向き合う」という以上の意味では使用されていない。加えて、器具本体の収容凹部と取付部材の収容部が別個独立の構成であることは、それぞれが別の部材に設けられていることを意味し、これを超えて、収容凹部と収
20 容部が重なり合う空間がいずれか一方の空間でなければならないと解釈する必要はない。

したがって、本件発明 3 の「収容部」とは、光源ユニットの取付部材に設けられ、吊りボルトの少なくとも一部及び電源装置が配置されることによってこれらを収容し、器具本体の収容凹部と互いに向き合っている空間を意味する。

25 イ NNF 発明①が「収容部」を有すること。

NNF 発明①では、取付部材のパネル枠(側面部)と底面部で囲まれた空間(枠

体の凹所)が存在し、同空間は、器具本体の收容凹部と対向しており、この收容凹部と対向する部位に、電源ユニット及び銀色の取付け台を配置している(下図参照)。



15 また、NNF 製品は、機器の客観的な構成上、ボルトの一部を收容部に收容することが可能な構成であり、NNF 発明①は、現にボルトの一部が收容部に收容された構成である。

したがって、取付部材のパネル枠(側面部)と底面部で囲まれた空間は、本件発明3の「收容部」(構成要件3F、G)に相当する。

20 なお、本件明細書3の記載によれば、本件発明3は、「收容部」が「電源装置」を高さ方向で約2分の1弱から3分の1強しか收容していない態様をもって「收容部」としている。そうである以上、2台の電源ユニット又は2台の電源ユニット及びこれと一体化されている銀色の取付け台の一部を收容している NNF 発明①の收容部と本件発明3の收容部の間に、発明としての相違点は認められない。

25 (原告パナソニックの主張)

(1) 公然実施がされていないこと

ア 原告パナソニックが NNF 製品を本件出願日の前に製造販売していたことは認める。

イ 本件発明 3 の発明特定事項であるボルト及び電源装置と収容部の本件設置品における位置関係は、本件設置品の内部構造に関するものであるから、同製品を分解した上、ボルトの長さ等を測定しなければ判明し得ない。しかし、本件設置品は、
5 摂津市駅構内の地下通路に設置されており、当業者といえどもこれを分解して内部構造を把握することは不可能である。そうである以上、NNF 発明①は、「公然実施をされた発明」とはいえない。

また、本件説明書には NNF 製品の施工には電気工事士の資格が必要である旨が
10 記載されているところ、電気工事施工業者は、少なくとも、工事の請負人として発注者に対する信義則上の守秘義務を負っていると解されることから、不特定の第三者に該当しない。

加えて、公然実施発明も「発明」（法 2 条 1 項）である以上、第三者による認識だけでなく、その反復可能性及び再現可能性が必要である。NNF 製品は、本件説
15 明書において、ボルトの一部を取付部材の枠体の凹所に配置することが「警告」として明確に禁止されているのであるから、当業者が NNF 発明①を再現することはあり得ない。その意味でも、NNF 発明①は、「公然実施をされた発明」とはいえない。

さらに、本件設置品は、原告パナソニックが阪急電鉄に NNF 製品を販売した時
20 点では、ボルトの一部が「収容部」に収容されているものではなく、施工業者による取付けという別個の具体的な行為がなされることによって初めて本件発明 3 の構成要件 3F を充足する。そうすると、仮に NNF 発明①が本件発明 3 の構成要件を充足するとしても、それは、各自の部分的行為を総合して 1 つの行為と解釈できることを要するが、本件ではそのような事情は存在しない。

しかも、本件設置品は、施工業者が NNF 製品の仕様書の警告に反して施工した
25 ものであり、阪急電鉄がこれを積極的に許容しているはずもない。しかも、本件設

置品はわずか3台のみにとどまり、施工業者も、その施工に当たり本件発明3の技術的思想を実現しようとしたものではなく、偶然、過失により施工を誤ったに過ぎないのであって、これによって当業者が本件発明3を実施し得るものではない。したがって、NNF発明①は、公然実施発明と評価すべき前提を欠く。

5 ウ 被告による調査時の設置状況は、本件出願日における NNF 製品の設置状況を示すものでない。すなわち、本件設置品が摂津市駅に設置されたとされる平成22年3月から、被告が本件設置品の調査（以下「本件調査」という。）を行った令和元年6月まで、9年3か月が経過している。NNF 製品は、本件説明書によれば、1年ごとの自主点検や3年ごとの専門家による点検が奨励されている上、一般の使用
10 方法（1日10時間点灯等）を前提としても10年で照明器具の内部が劣化するとされている。また、NNF 製品の仕様書においては、振動のある場所では使用を控えるように注意がされている。しかるに、本件設置品は、駅構内の地下通路（ホーム階段下）という、長期間にわたり点灯が継続されると共に比較的振動の大きい場所において使用されていたのであるから、一般的な使用状況を前提とした場合よ
15 りも経年変化の可能性が高い。このため、本件設置品の本件調査時における設置状況は、本件出願日当時の状況と同一であるとはいえない。

(2) 本件発明3と NNF 発明①との相違点の存在

ア 本件発明3と NNF 発明①とは、「収容部」に関し、本件発明3が、取付部材の底面と両側面とで囲まれた空間であり、吊りボルトの一部及び電源装置を干渉
20 することなく配置する「収容部」を有するのに対し、NNF 発明①はこのような「収容部」を有しない点（相違点1-1。なお、詳細は後記イのとおり。）、及び、「収容部」と「電源装置」の配置に関し、本件発明3は、「電源装置が配置される収容部」であるのに対し、NNF 発明①は、「電源ユニットの一部」が配置される「枠体の凹所」である点（相違点1-2）において相違する。

25 これらの相違点が存在する以上、本件発明3につき、新規性欠如の無効理由はない。

イ 相違点 1-1 について

(ア) 「收容部」の意義

本件発明 3 に係る特許請求の範囲の記載によれば、「收容凹部」は、「前記器具本体における前記天井材と反対側には、前記器具本体の長手方向に沿って…設けられ」るものとされ（構成要件 3C）、器具本体の一部の構成であることが明記され
5 ている。これに対し、「收容部」については、「前記取付部材は、前記器具本体の前記收容凹部と対向する部位に前記吊ボルトの少なくとも一部及び前記電源装置が配置される收容部を有し」と記載され（構成要件 3F）、器具本体（その一部である「收容凹部」）とは異なる取付部材の構成と位置付けられ、また、その位置関係
10 については、「收容凹部と対向する部位」に存在すると特定されている。

「対向」とは、「互いにむきあうこと」を意味し、「部位」とは、「全体に対するある部分の位置」等を意味する。そうすると、「收容部」が存在する、「收容凹部」と「対向する部位」とは、単に收容凹部と正面に位置する取付部材全体を指す
15 ものではなく、取付部材の中でもさらに收容凹部の開口面に対応した一部の部位を指す。また、「收容」とは、「人や物品を一定の場所におさめ入れること」等の意味を有する用語であり、何かをおさめる場所と特定される。そうすると、構成要件 3F のとおり、本件発明 3 の「收容部」は、吊りボルトの少なくとも一部及び電源装置をおさめ入れるだけの一定の空間を意味するものである。同空間が收容凹部の
20 対向した部位に存在し得るのは、收容凹部の内側に独立の空間として存在する場合以外には合理的に想定できない。

これに加えて、本件明細書 3 の「取付部材 21 の底面部 211 と両側面部 212、212
とで囲まれる空間からなる收容部 213」（【0017】）等の記載を参酌すると、取付部材の底面部と両側面部とが器具本体の收容凹部と対向していなければならず、本件発明 3 では、收容部が收容凹部の内側に存在することになる。

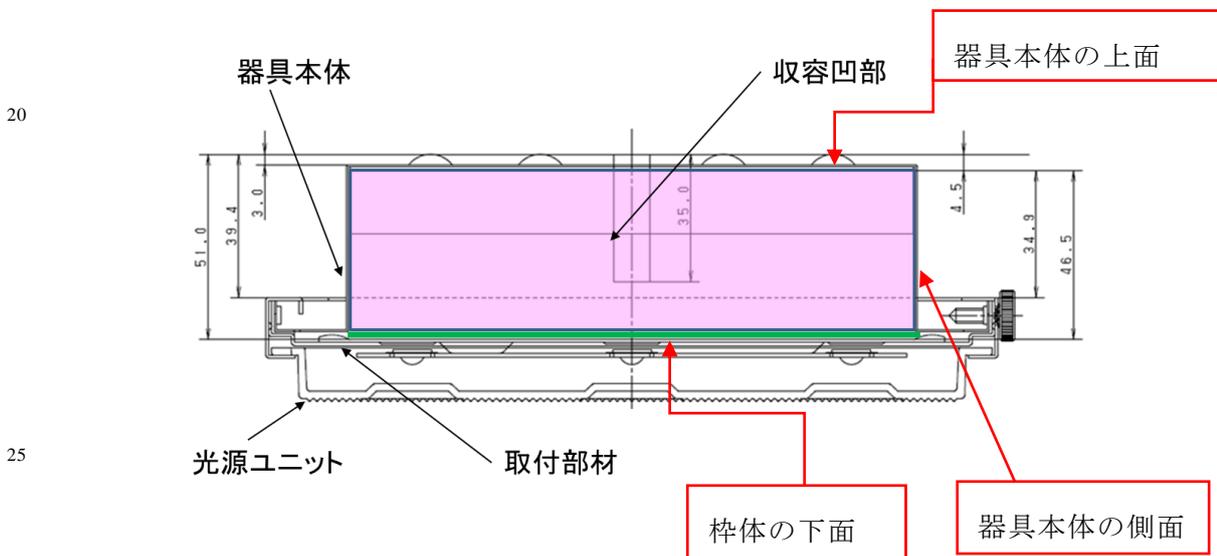
さらに、構成要件 3G は、「前記電源装置は、前記光源ユニットを前記器具本体
25 に取り付けた状態で前記收容部内における前記吊ボルトと干渉しない位置に配置さ

れる。」と規定している。

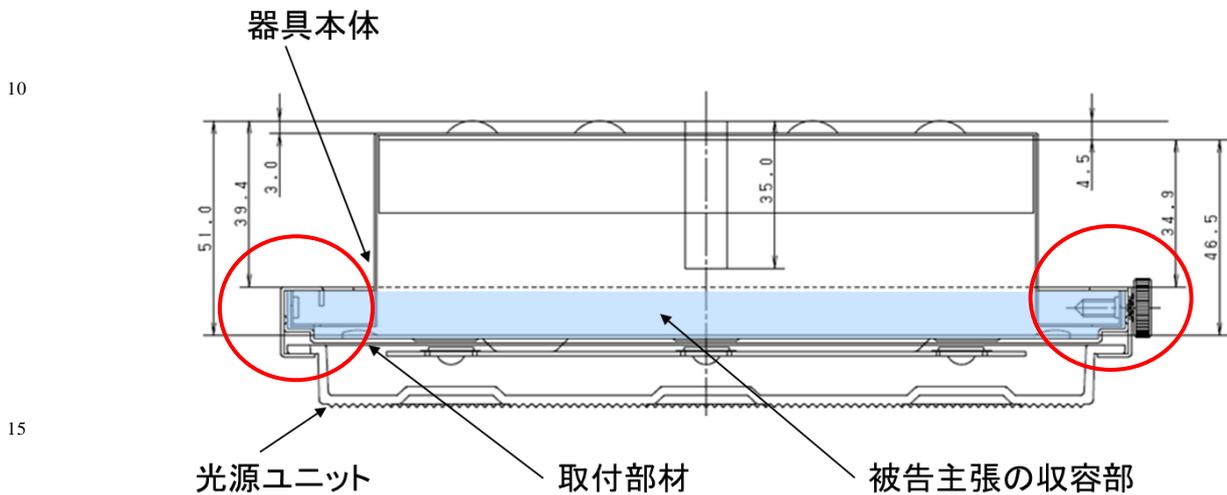
以上を踏まえると、本件発明3の「收容部」（構成要件3F、G）とは、收容凹部の内側にあつて、收容凹部と対向した位置にあり、收容凹部とは別個独立の取付部材の底面部と取付部材の両側面部とで囲まれる空間であり、かつ、吊りボルトの一部及び電源装置が干渉しないように配置される空間であると理解できる。このよう

(イ) NNF 発明①が「收容部」を有しないこと

NNF 製品では、下図のとおり、枠体を設置した状態では、「枠体の下面」と「器具本体の側面」とで囲まれる空間は存在するとしても、「收容凹部」と「対向」する位置に、「收容凹部」とは別個独立の「取付部材の底面部と取付部材の両側面部とで囲まれる空間」であり、かつ「吊ボルトの少なくとも一部及び電源装置が配置される空間」である「收容部」は存在しない。すなわち、NNF 製品では、枠体を取りつけることによって、「器具本体の上面」及び「器具本体の側面」に加え、枠体の下面で特定される空間（下図のピンクで着色された空間）が生じているが、これは、器具本体における「收容凹部」の構成の開口部を塞いだものであり、実質的には「收容凹部」そのものにすぎない。また、NNF 製品における下図のピンクで着色された空間は、器具本体から独立した構成ではなく、器具本体側の空間の一部にすぎないことから、器具本体の收容凹部と「対向」した空間ともいえない。



また、下図の水色の部分に当たる枠体の凹所が「収容部」であるとする、「収容部」に「収容凹部」そのものが含まれる空間が生じることとなり、収容部と収容凹部とが別個独立の構成であることに反する。また、上記部分のうち、器具本体の両側面と取付部材の両側面とで囲まれる空間（下図の○で囲まれた空間）は、「収容凹部」とは異なる空間となるが、当該空間に係る部材は、NNF 製品の枠体を取り付けることを目的とした取付箇所であり、「吊ボルトの少なくとも一部及び電源装置」のみならず、およそ何らかの部材を配置することは不可能である。



さらに、NNF 製品では、取付部材（パネル枠）の方が器具本体よりも全体として一回り大きい部材とされているところ、これは、器具本体に取付部材を固定するにあたって、取付部材の外側から「ツマミネジ」を回し入れる必要があることに起因するものであり、「枠体の凹所」の存在は、「天井面からの突出量の低減」という本件発明3の課題とは無関係な構成である。NNF 製品における「枠体の凹所」は、吊りボルトや電源装置といった部材の収容を目的とするものではなく、単に、器具本体の開口部に対し、「蓋」の役割を果たすものにすぎないのであって、本件発明3の具体的課題や技術的思想とは関係を有しない。

加えて、被告の主張は、NNF 製品の取付部材の側面部が収容部を構成するものであることを前提とするが、同側面部は、取付部材を器具本体に取り付けるための

意味しかなく、取付部材の側面部の有無によって、照明器具の天井からの突出量の高低が左右されることはない。このような場合に照明器具の天井からの突出量を左右するのは、器具本体自体の厚みやカバー部材の大きさ等別の要因となる。

したがって、NNF 製品における取付部材の底面部及び側面部で構成される空間は「収容部」に当たらず、収容部を設けない場合に比べて器具全体の高さ寸法を小さくすることができるという本件発明 3 の作用効果を奏することもない。

したがって、NNF 製品には「収容部」が存在しない。

5 無効理由 2 (NNF 発明②を主引用例とする進歩性欠如) の有無 (争点 5)
(被告の主張)

10 (1) NNF 発明①の構成 f1 及び g1 について、本件説明書記載の施工標準の吊りボルトの出しろの指定によれば、吊りボルトは収容部の空間内に到達しない。このため、仮に NNF 製品の収容部に吊りボルトの一部が配置される施工例があるか否かは不明であり、吊りボルトの取付けピッチ寸法よりも光源ユニットにおける電源装置の長手寸法が小さく設定され、また、電源装置が光源ユニットの中央付近に配置されることで、光源ユニットを器具本体に取り付けた状態で、電源装置が収容部の外
15 で吊りボルトと干渉しない位置に配置された場合、NNF 製品に係る発明 (以下「NNF 発明②」という。) は、本件発明 3 と構成要件 3F 及び G において相違する。もともと、この場合であっても、以下のとおり、NNF 発明②に乙 6 発明を適用することにより、当業者は、容易に本件発明 3 を想到し得る。

20 したがって、本件発明 3 は、本件出願日の前に公然実施をされていた NNF 発明②に基づいて容易に発明することができたものであるから、本件発明 3 に係る本件特許 3 は法 29 条 2 項に違反してされたものである。そうすると、本件特許権 3 は、特許無効審判により無効にされるべきものであるから (法 123 条 1 項 2 号)、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権 3 を行使することはできない。

25 (2) NNF 発明②の構成

NNF 発明②の構成は、NNF 発明①の各構成のうち、構成 f1 及び g1 が以下の構

成 f2 及び g2 となる点を除き、NNF 発明①と同様である。

「f2 前記取付部材は、前記器具本体の前記收容凹部と対向する部位に前記電源装置が配置される收容部を有し、

g2 前記電源装置は、前記光源ユニットを前記器具本体に取り付けた状態で前記收容部外における前記吊りボルトと干渉しない位置に配置される、」

(3) 乙6発明の構成

特開 2012-3993 号公報（以下「乙6文献」という。）の第5の実施形態における発明（以下「乙6発明」という。）の構成は、以下のとおりである。

a3 長尺状に形成され取付ボルト Bt を用いて天井材に取り付けられる器具本体
1 と、

b3 前記器具本体 1 に取り付けられる光源部 2 とを備え、

c3 前記器具本体 1 における前記天井材と反対側には、前記器具本体 1 の長手方向に沿って前記收容凹部 11 が設けられ、

d3 前記收容凹部 11 の天板部 11a には前記取付ボルト Bt を通すための取付孔
11f が設けられており、

e3 前記光源部 2 は、複数の発光素子 (LED) 22 が実装された基板 23 と、前記複数の LED が前記收容凹部 11 の外側を向くようにして前記基板 23 を前記器具本体 1 に取り付けるための取付部材 21 を有し、前記複数の発光素子 22 に点灯電力を供給する点灯装置 3 は前記器具本体 1 に取り付けられ、

f3 前記取付部材 21 は、前記器具本体 1 の前記收容凹部 11 と対向する部位に前記取付ボルト Bt の少なくとも一部及び前記点灯装置 3 が配置される收容部を有し、

g3 前記点灯装置 3 は、前記光源部 2 を前記器具本体 1 に取り付けられた状態で收容部内における取付ボルト Bt と干渉しない位置に配置される、

h3 照明器具。

(4) 相違点及び相違点に係る構成の容易想到性

ア 相違点

本件発明 3 と NNF 発明②とは、本件発明 3 においては、取付部材が、器具本体の收容凹部と対向する部位に電源装置及び吊りボルトの少なくとも一部が配置される收容部を有しており、電源装置が收容部内の吊りボルトと干渉しない位置に配置される（構成要件 3F, G）のに対し、NNF 発明②においては、取付部材に相当する構成が、器具本体の收容凹部と対向する部位に電源装置が配置される收容部を有する（構成 f3）ものの、吊りボルトが收容部の空間内に到達しておらず、收容部に吊りボルトの一部が配置されるか不明である点（相違点 2 - 1）、及び電源装置が收容部外で吊りボルトと干渉しない位置に配置される点（構成 g3。相違点 2 - 2）で相違する。

イ 相違点に係る構成の容易想到性

(ア) ボルトが收容凹部に配置され、電源装置が收容凹部内で干渉し合わないように配置されているのか、ボルトが收容部に配置され、電源装置が收容部内で干渉し合わないように配置されているかの相違点は、発明の効果に技術的に関連しない相違点であり、施工現場で処理されるに過ぎないボルトの出しろ長さの設定問題であり、本来的に設計事項に属する。

(イ) 乙 6 文献には、取付部材において、器具本体の收容凹部と対向する部位にボルトの少なくとも一部及び電源装置を配置する收容部を有し、電源装置が收容部内のボルトと干渉し合わない位置に配置される構成（取付ボルト Bt が取付部材 21 の上面付近にまで達している構成。乙 6 発明の構成 f3, g3）が開示されている。また、乙 6 文献には、器具本体の收容凹部と取付部材の收容部で構成されることになる收容スペースにおいて、取付ボルト Bt と点灯装置とを効率的に配置するとの効果を奏することが明記されている。さらに、LED の電源装置が高さ方向でかさばる部材であることが示されており、少なくとも、天井からの突出量を抑え、高さ寸法を小さくする点が示唆されている。

また、NNF 発明②も、当業者からすると、電源装置とボルトが器具本体の收容

凹部と取付部材の收容部とで構成される收容スペースに効率的に配置されていること、電源装置とボルトが互いに干渉し合わない天井直付けの照明器具として、その高さ寸法を小さくしていることが理解できるものである。また、NNF 発明②は、構造上、ボルトの出しろ長さにつき 39.4mm を超える施工例に使用できることが客観的に明らかである。

(ウ) 照明器具の設計者は、他社の実機を分析して設計思想を読み取るのが通常であり、施工業者向けの取扱説明書に拘束される理由はないため、NNF 発明②の構成から、出しろ長さが 39.4 mm を超える用途にも使用できる照明器具の設計思想を読み取ることが通常であり、少なくとも容易である。

また、本件説明書の「取付ボルトの出しろ\15~35mm」の記載は、施工標準例を示す内容のものと理解され、実際に落下や感電、火災の結果に繋がらない使用方法を禁止する趣旨のものと読む必然性はない。

(エ) 以上より、NNF 発明②に、乙6発明の構成 f3 及び g3 に示される構造的に許容範囲内の吊りボルトを適用して本件発明3の構成に想到することは、当業者にとって、課題の共通性からも作用・機能の共通性等からも動機付けられており、容易である。

(原告パナソニックの主張)

(1) 原告パナソニックが NNF 製品を本件出願日の前に製造販売していたことは認める(前記4(原告パナソニックの主張)(1)ア)。

(2) 本件発明3と NNF 発明②につき相違点1-1及び1-2が存在することは、前記4(原告パナソニックの主張)(2)アと同様である。

また、仮に NNF 製品の取付部材の底面部及び側面部で構成された空間が「收容部」に当たり、NNF 発明②に收容部が存在するとしても、本件発明3の「收容部」には「吊ボルトの少なくとも一部」が配置される(構成要件3F)のに対し、NNF 発明②の「枠体の凹所」にはボルトが收容されない点で、両発明は相違する(相違点2-3)。

その上で、以下のとおり、NNF 発明②に乙 6 発明を適用しても、当業者は、相違点に係る構成を容易に想到することはできない。

(3) 相違点に係る構成の非容易想到

ア 相違点 1 - 1 (收容部の有無)

5 (7) NNF 発明②には「收容部」が存在せず、乙 6 発明にも「收容部」が存在しないため、NNF 発明②に乙 6 発明を適用しても、本件発明 3 の発明特定事項である「收容部」の構成に至らない。仮に乙 6 発明に收容部が存在するとしても、乙 6 文献には收容部に電源装置を配置する構成は開示されていないから、NNF 発明②に乙 6 発明を適用しても、本件発明 3 の構成にはならない。

10 (1) また、NNF 発明②と乙 6 発明では、以下のとおり、その課題や解決手段等に共通性が存在せず、NNF 発明②に乙 6 発明を適用する動機付けが存在しない。

すなわち、NNF 製品は製品そのものであって、それ自体から何らかの具体的課題や解決方法を見出すことは不可能ないし困難であり、NNF 発明②と乙 6 発明との課題及び解決手段の共通性を議論し得ない。仮に NNF 発明②から課題等を見出すことができたとしても、NNF 発明②は、器具消費電力の削減や光源寿命の長寿化といった課題等が見い出せる程度であり、又は、取付部材と器具本体の取付けないし固定が困難であったという課題に対し、取付部材を器具本体よりも一回り大きくすることで、パネル枠を器具本体の側面に引っ掛けて回転させるという課題解決方法を提供したものと考えられる。

20 他方、乙 6 発明は、器具本体と反射板等とがそれぞれ別個に設けられており、照明器具の設置に際し、施工作業の省力化が困難であり、また、点灯装置等の部品の配置が効率的でないという課題に対し、器具本体に、收容凹部と共に、收容凹部に沿って一体的に形成された側板部を設けるという課題を提供したものである。

25 このように、NNF 発明②と乙 6 発明とは異なる課題を有しており、その解決手段にも関連性は存在しない。この点からも、NNF 発明②に乙 6 発明を適用する動機付けは存在しない。

イ 相違点 2-3 (ボルトの一部が収容部に収容されるか否か)

NNF 発明②と乙 6 発明とは課題及び課題解決手段が共通せず、NNF 発明②に乙 6 発明を適用する動機付けがないことは、上記アのとおりである。

また、仮に NNF 製品の枠体の凹所が収容部に当たるとしても、本件説明書で指
5 定された NNF 製品のボルトの出しろ長さを踏まえると、NNF 発明②のボルトの一
部が「収容部」に入ることはない。すなわち、本件説明書には、ボルトの出しろを
「15~35mm」と指定した上で、「警告 施工は、取扱説明書に従い確実に行う。
施工に不備があると落下・感電・火災の原因となります。」と記載されている。
NNF 製品は、出しろの長さを敢えて 35mm 以上にしなくとも施工上の問題は生じ
10 ないのであるから、当業者が本件説明書の上記記載を無視して、何らの必要性もな
く、敢えて NNF 発明②のボルトの出しろを 35mm より長くし、「収容部」によっ
て形成される空間にその一部を配置させる理由はない。むしろ、NNF 発明②のボ
ルトの出しろを 35mm 以上に長くすることには阻害事由があるというべきである。

6 無効理由 3 (乙 6 発明を主引用例とする進歩性欠如) の有無 (争点 6)

15 (被告の主張)

(1) 乙 6 発明の構成

乙 6 発明の構成は、前記 5 (被告の主張) (3)のとおりである。

(2) 相違点

本件発明 3 と乙 6 発明の相違点は、本件発明 3 においては光源ユニットが電源装
20 置を有している (構成要件 3E) のに対し、乙 6 発明においては点灯装置 3 が器具
本体 1 に取り付けられている点 (構成 e3) のみである (相違点 3-1) 。

(3) 乙 4 8 発明を副引用例とする無効理由 (無効理由 3-1)

ア 乙 4 8 発明の構成

特開 2011-142063 号公報には、以下の構成の発明 (以下「乙 4 8 発明」とい
25 う。) が開示されている。

a3-1 長尺状に形成されネジ 131 を用いて被取付け面 Ro (天井材) に取り付け

られるベースプレート 110 とウイング部 120 とによるマウント 1（器具本体）と、

b3-1 前記器具本体に取り付けられる LED ユニット 2（光源ユニット）とを備え、

c3-1 前記器具本体における前記天井材と反対側には、前記器具本体の長手方向
5 に沿ってウイング部 120 に凹部 10a（収容凹部）が設けられ、

d3-1 前記凹部 10a の底面部には前記ネジ 131 を通すためのネジ穴 111a が設け
られており、

e3-1 前記 LED ユニット 2 は、複数の LED モジュール 20 が実装された基板 31
と、前記複数の LED モジュール 20 が前記凹部 10a の外側を向くようにして前
10 記基板 31 を前記器具本体に取り付けるための支持部材 3 と、前記複数の LED
モジュール 30 に点灯電力を供給する電力変換部 5 とを有し、

f3-1 前記支持部材 3 は、前記器具本体の前記凹部 10a と対向する部位に前記電
力変換部 5 が配置されるブラケット 32 を有し、

g3-1 前記電力変換部 5 は、前記 LED ユニット 2 を前記マウント 1 に取り付け
15 た状態で前記ブラケット 32 外における前記ネジ 131 と干渉しない位置に配置
される、

h3-1 LED 照明装置 A（照明器具）。

イ 相違点に係る構成の容易想到性

乙 4 8 発明は、電力変換部 5 を LED ユニット 2、すなわち光源ユニットが有す
20 る発明（構成 e3-1）であり、かつ、器具本体のコの字状の凹部 10a と支持部材 3 の
ブラケット 32 で構成される収容スペース内に、かさばる電源装置を収容し、被取
付面 Ro の天井材からの LED 照明装置 A の高さを低くすることを目的としている。
このような乙 4 8 発明は、収容凹部に収容スペースを確保して点灯装置を効率的に
配置することを発明の目的とする乙 6 発明と課題を共通にするものであり、その適
25 用に動機付けが認められる。また、使用する LED 自体の規格も数も定まっていな
い LED 照明器具の技術分野では、LED 照明器具ごとに特有の電源装置を必要とす

ることは技術常識であり，器具本体と光源ユニットが分離される LED 照明器具にあって，光源ユニットにその特有の電源装置を配置することは周知慣用技術として知られていた。

5 なお，乙 6 文献は，点灯装置 3 を器具本体 1 に配置することで器具本体 1 を補強する役目があることを明記しているが，この補強効果は，乙 6 発明の副次的目的であり，主たる目的である点灯装置を収容スペースに効率的に配置するとの目的を乙 4 8 発明と共通にすることを考えれば，点灯装置 3 を光源部 2 に配置する強い動機付けを否定するほどの阻害事由であるとはいえない。

よって，乙 6 発明に乙 4 8 発明を適用して本件発明 3 と同一の発明に想到することは，当業者にとって容易である。

(4) 乙 1 2 5 発明を副引用例とする無効理由（無効理由 3-2）

ア 乙 1 2 5 発明の構成

特開 2012-54126 号公報（以下「乙 1 2 5 文献」という。）には，以下の構成の発明（以下「乙 1 2 5 発明」という。）が開示されている。

15 a3-2 長尺状に形成された天井に取り付けられるシャーシ 1 と，

b3-2 前記シャーシ 1 に取り付けられる反射板 2 とを備え，

e3-2 前記反射板 2 は，複数の LED ユニット 350 と，前記複数の LED ユニット 350 がシャーシ 1 の外側を向くようにして前記 LED ユニット 350 を前記シャーシ 1 に取り付けるための光源取付金具 3 と，前記複数の LED ユニット 350
20 に点灯電力を供給する新規電源装置 11 とを有する

h3-2 照明器具 100。

イ 相違点に係る構成の容易想到性

乙 1 2 5 発明は，既設シャーシ 1 を利用し，LED ユニット 350 を下向きに設ける灯具 22 を有する反射板 2 において，灯具 22 に点灯用の電力を供給する新規電源装置 11 を灯具 22 の反対側に設けて新たな照明器具 100 とするものである。

乙 1 2 5 文献には，既設シャーシ 1 について，蛍光灯用のものの転用品だけでな

く、新規のものでも構わない旨の記載があることから、省資源化のため、広く、天井に設置された器具本体を利用して新しい LED 光源ユニットを取り付ける発明が記載されているといえる。

LED 照明器具の技術分野にあって、光源ユニットごとに特有の電源装置を必要とすることは技術常識であること、器具本体と光源ユニットとを分離するタイプの照明器具において、光源ユニットが電源装置を有するように構成することが周知慣用技術であることは、前記(3)イのとおりである。また、省資源化のため、いったん天井材に設置した器具本体を利用して新たな光源ユニットを設置したいとの要望は、器具本体と LED ユニットを分離する照明器具においては日常的課題であり、乙 6 発明にも内在するものである。

したがって、乙 6 発明の構成 e3 に乙 1 2 5 発明の構成 e3-2 を適用することは、強く動機付けられている。

なお、乙 1 2 5 文献には、既設シャーシ 1 の長尺軸方向の約 3 分の 1 を既設電源装置 9 が占める状況が図示される一方、既設電源装置 9 と逆側の反射板 2 の内部空間を利用して、他方の新規電源装置 11 を配置した反射板 2 を取り付ける構成が示されている。乙 6 文献には、点灯装置 3 が器具本体 1 を補強する役目があることが示されているが（前記(3)イ）、その点灯装置 3 は、器具本体 1 の長尺軸線方向において、約 3 分の 1 の長さを占めるだけであり、乙 6 発明においても、従前の点灯装置 3 を残したまま、新規の点灯装置 3 を設けた光源部 2 とすることはできる。したがって、乙 6 発明に乙 1 2 5 発明を組み合わせることに阻害事由はない。

よって、乙 6 発明に乙 1 2 5 発明を適用して本件発明 3 と同一の発明に想到することは、当業者にとって容易である。

（原告パナソニックの主張）

(1) 乙 6 発明と本件発明 3 との相違点について

ア 相違点 3-1 の存在は認める。

本件発明 3 と乙 6 発明には、そのほか、以下の 2 つの相違点がある。

イ 「収容部」の有無（相違点 3 - 2）

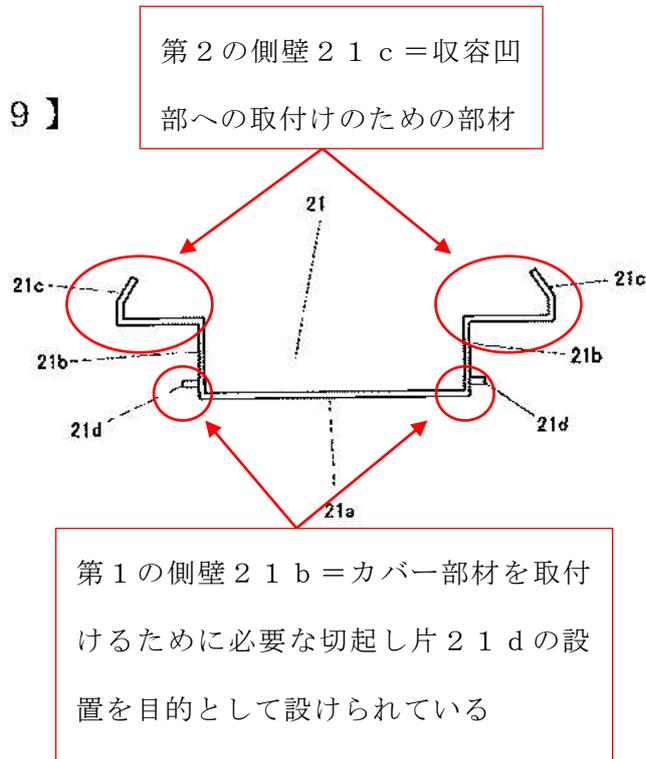
本件発明 3 は「収容部」を有する（構成要件 3F, G）のに対し、乙 6 発明はこれを有しない（相違点 3 - 2）。

乙 6 発明は、器具本体に設けられた「収容凹部」という構成によって施工作業の
5 省力化及び収容スペースの確保という課題を解決するものであって、取付部材に収容部を設けるとい
う技術的思想は開示も示唆もなく、点灯装置とボルトとの位置関係に着目した技術思想も存在しない。
むしろ、乙 6 発明は、ベースと本体との間に補強部があり、高さ寸法に対する配慮がない。

乙 6 発明における取付部材は、カバー部材と器具本体を取り付けるための部材で
10 あるところ、下図のとおり、取付面の両側から背面方向へ直角に立ち上がった第 1 の側壁 21b が
設けられているのは、その取付面側に切起こし片 21d を設けることによって、切起こし片 21d に
カバー部材を嵌合できるようにし、カバー部材を取り付けるために過ぎない。

また、「第 1 の側壁 21b から水平方向に延出し、さらに背面方向に向って内
15 側に傾斜状に立ち上がった第 2 の側壁 21c とを有」するとの構成についても、器具本体への取
付けの際、収容凹部内に設けられた係止爪 4a の弾性に抗して収容凹部 11 に押し込むように
することにより、係止爪 4a が第 2 の側壁 21c によって外側に弾性変形することから、「光源部 2
の取付けを円滑に行う」というために設けられているものであって、いわば、取付けのための
20 うな役割を果たしている部材にすぎない。

【図 9】



このように、乙6発明の取付部材は、第1の側壁 21b 及び第2の側壁 21c を有するが、これらはいずれも、単に切起し片を備えるためのもの（側壁 21b）、又は、器具本体の收容凹部に取り付けを可能にするためのもの（側壁 21c）に過ぎず、ボルトの一部及び電源装置を「收容」することを企図して設けられたものではない。

したがって、乙6発明における取付部材は、単に、光源部又は器具本体への取付けのための部材設置の必要性から、乙6文献図9の構造となっているにすぎず、本件特許発明3における「收容部」は存在しない。

ウ 電源装置が收容部に含まれていないこと（相違点3-3）

(ア) 仮に乙6発明の凹所が收容部に相当するとしても、本件発明3においては、電源装置が收容部に「配置」されている（構成要件3F）のに対し、乙6発明においては、「点灯装置」が「凹所」に含まれておらず、「配置」もされていない（相違点3-3）。

乙6発明において「收容部」に相当する「凹所」は、取付面 21a と、この取付面

21a の両側から背面方向に直角に立ち上がった第 1 の側壁部 21b とにより構成される収容空間」であり、第 1 の側壁 21b から水平方向に延出し、さらに背面方向に向って内側に傾斜状に立ち上がった第 2 の側壁 21c により囲まれる部分は、「底面部と両側面部とで囲まれる空間」を形成しておらず、本件発明 3 における「収容部」には当たらない。

(イ) 乙 6 発明は、施工作業の効率化を主たる目的とし、副次的に、収容凹部の存在によって点灯装置を効率的に配置するという目的を有するにとどまるものであって、乙 6 文献の各図は、いずれも取付部材における「凹所」に点灯装置を含んでいない。

また、本件発明 3 では、ボルトについてはその一部が収容部に配置されるものとされている一方、「電源装置」については、単に収容部に配置されるものとされており、「一部」との限定が付されていない。このことからすると、本件発明 3 における電源装置の「配置」は、天井側と照明側の縦方向の長さの相当部分が収容部に収まっていることを前提とするものである。したがって、電源装置が「配置」されているというためには、電源装置が、単に収容部の上端に接しているだけでは足りず、電源装置の縦方向の長さの相当部分が収容部に収まっている必要がある。しかるに、乙 6 発明においては、点灯装置の下端が収容部の上端に接しているものと見る余地のある図はあるものの、縦方向の長さの相当部分が収容部に収まっているとはいえず、点灯装置が「凹所」内に「配置」されていない。

加えて、乙 6 発明では、点灯装置は収容凹部の幅方向においてその全体に配置されるだけでなく、縦方向（天井面と照明空間側の方向）においても天井側に配置されることが前提となっている。そのため、乙 6 発明では、点灯装置の相当部分について、収容凹部の天井側において収容凹部内側全体を満たすものが前提とされており、収容凹部よりも幅方向において狭い取付部材の「凹所」に点灯装置を配置することは、乙 6 発明が前提とする構成と矛盾する。

以上のとおり，乙6発明は，取付部材の「凹所」に点灯装置を「配置」することを想定したものではなく，乙6文献の記載からも，点灯装置を「凹所」に配置する構成の開示を見出すことはできない。

(2) 無効理由3-1について

5 乙6発明は，收容スペース内に点灯装置3を効率的に配置する技術であり，本件発明3とは，電源装置（点灯装置）に関する位置付けが異なり，点灯装置を器具本体以外に配置する旨の示唆もない。

仮に，乙6発明において周知慣用技術を適用して点灯装置を光源ユニット側に変更した場合，器具本体は補強材を失うため，乙6発明の全体構造の再検討が必要となる。よって，乙6発明に触れた当業者が，その点灯装置の位置を変更する動機付けは存在せず，乙6発明から本件発明3の構成を容易に想到できたとはいえない。

さらに，乙6発明は，点灯装置を器具本体の收容凹部に隙間無く配置することで器具本体の補強を図るものであるから，点灯装置を光源ユニット側に点灯装置を配置することを明示的に排除しており，阻害事由が存在する。

15 (3) 無効理由3-2について

乙125発明は，蛍光灯用に使用した既設電源が取り付けられたシャーシ等をLEDに転用する際の技術であり，LED照明を前提とする乙6発明とは，その前提となる技術を異にする。また，乙6文献には，点灯装置以外に新たな光源部を取り付けることの記載も示唆もされていない。

20 さらに，乙6発明の「点灯装置3」は，「器具本体」の「收容スペース」に設置されることを前提として，「係止爪」等を用いることで，光源ユニットと器具本体を簡易な取付方法により取り付けることを実現する技術であり，光源ユニット側に点灯装置3を変更することは全く予定されていない。すなわち，乙6発明に乙125発明を適用して点灯装置の位置を変更することには阻害事由がある。乙6発明は，
25 点灯装置等の部品の配置が効率的ではないという課題の存在を前提として，その課題解決手段として，器具本体の收容凹部に收容スペースを確保して点灯装置を効率

的に配置することを目的としているのであるから、この目的に反して、点灯装置を光源ユニットに配置するという発想に至ることはないと考えるのが自然である。

加えて、乙6発明において、点灯装置は器具本体の補強材としての機能を有しており、乙6文献の図面では、点灯装置は、横幅が器具本体の收容凹部に嵌まる大きさ5
を有していることから、当業者は、点灯装置をより小さな取付部材に設置しようとする発想に至ることもない。

7 間接侵害の成否（争点7）

（原告パナソニックの主張）

10 被告製品6は、その仕様書及び販売の実態に鑑みると、器具本体とLEDユニットが不可分のものとして取り扱われている。このような販売実態に照らせば、被告製品6は、直接侵害の有無を検討すれば足りる。

もつとも、器具本体及び専用ユニットのいずれかのみが販売される場合でも、以下のとおり、收容凹部にボルトの一部を收容するにあたって、器具本体及び専用ユニットのいずれもが不可欠な関係にあるといえることから、間接侵害（法101条15
2号）の要件を充足する。

すなわち、本件発明3は、LEDユニット及び器具本体の間に設けられた收容部にボルトの少なくとも一部及びボルトと干渉しない位置に電源装置が配置されること10
によって、天井からの突出量が大きくなっていったという課題を解決するものであり、この課題を解決するために、被告製品6における器具本体及びLEDユニットのいずれもが必要不可欠である。

また、本件の提訴により、被告は、本件発明3が特許発明であることやその物がその発明の実施に用いられることを認識しているのであるから、被告による被告製品6の製造、販売及び販売の申出については、侵害とみなされる。

（被告の主張）

25 否認ないし争う。被告製品6の器具本体は従来技術そのものであり、法101条2号の「その発明による課題の解決に不可欠なもの」に当たらない。

8 差止の必要性（争点8）

（原告パナソニックの主張）

被告製品6においては、その全ての仕様書において、顧客に対し、ボルトの使用を指示している。そうである以上、一般的な施工をすれば、通常はボルトの少なくとも一部が収容部に配置されることになり、侵害が発生する蓋然性がある。

被告製品6のうち生産を中止した製品についても、被告においてその在庫を廃棄した可能性は極めて低く、未だ被告の譲渡によって本件特許権3を侵害するおそれは排除できない。

（被告の主張）

被告製品6において、吊りボルトを使用していない施工例は全施工例の中で8割以上を占め、これらは本件発明3の構成要件3A、F及びGを充足しない。したがって、「アンカーボルトを使用する施工現場への出荷用」といった限定のない原告パナソニックの差止請求は、過剰差止の結果を生じさせるものである。

また、被告製品6の中には、既に生産を終了し廃番となってから4～5年以上経過している製品もあり、その差止めの必要性自体が肯定できない。

9 損害額及び不当利得額（争点9）

（原告パナソニックの主張）

別紙6「本件特許権2関係の請求に関する事実及び理由」の第2「4」（原告パナソニックの主張）を引用する。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

事案に鑑み、争点4（無効理由1（NNF製品①の公然実施による新規性欠如）の有無）についてまず判断する。

1 公然実施の有無等

(1) 争いのない事実、証拠（以下に掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以

下の事実が認められる。

ア 原告パナソニックは、本件出願日以前に NNF 製品を製造、販売した（争いのない事実）。

パナソニック電気株式会社発行に係る「施設・屋外・店舗照明総合カタログ 2011-2013」（乙 1 4。以下「本件カタログ」という。）は、平成 23 年 4 月現在の内容が記載された製品カタログであるところ、これには、「従来品」、「当社 2009 年度機種」として、NNF 製品が掲載されている。本件カタログには、NNF 製品について、「光源寿命 40000 時間（光束維持率 70%）」との記載がある。

また、本件説明書（乙 9 5）には、以下の記載がある。

〔工事店向け施工説明の冒頭部分〕

・「器具の施工には電気工事士の資格が必要です。施工は必ず工事店に依頼してください。」

〔同「安全に関するご注意」の「警告」欄〕

・「施工は、取付方法にしたがい確実にを行う。施工に不備があると落下・感電・火災の原因となります。」

・「天井直付専用器具ですので、半埋込・傾斜天井・壁面での取付はしない。」

〔同「注意」欄〕

・「振動のある場所…では使用しないでください。」

〔同「各部のなまえと取付けかた」欄〕（下図参照）

・「ボルトの出しろ 15～35mm」

・「2 本体の取付／（「／」は改行部分を示す。以下同じ。）・電源線、アース線を本体の電源穴から引き込んでおく。／・本体を取付ボルトで確実に取付ける。／5 パネル枠の取付／・パネル枠を回転させる。／・ツマミネジで確実に取付ける。」

〔顧客向け取扱説明の「安全に関するご注意」の「注意」欄〕

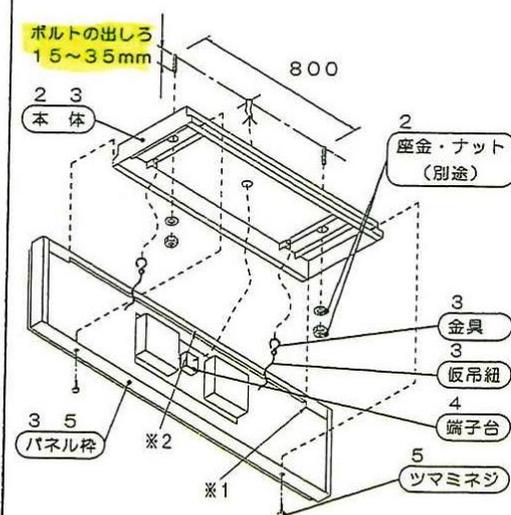
・「照明器具には寿命があります。／設置して 10 年（※）経つと、外観に異常

が無くても内部の劣化は進行しています。点検・交換してください。／※使用条件は周囲温度30℃，1日10時間点灯，年間3000時間点灯です。／●周囲温度が高い場合，点灯時間が長い場合などは寿命が短くなります。／●1年に1回は「安全チェックシート」に基づき自主点検してください。3年に1回は工事店等の
 5 専門家による点検をお受けください。」

各部のなまえと取付けかた

△警告

施工は、取扱説明書にしたがい確実にこなう。
 施工に不備があると落下・感電・火災の原因となります。



1 取付前の確認

- 器具質量（5.9kg）に十分に耐えるよう、取付ボルトの強度を確認する。（取付ボルトは、W3/8又はM10を使用する。）不備があると器具落下の原因となります。
- ツマミネジに固定している座金の位置を確認する。

2 本体の取付

- 電源線、アース線を本体の電源穴から引き込んでおく。
- 本体を取付ボルトで確実に取付ける。

3 パネル枠の引っ掛け

- パネル枠を本体に引っ掛ける。
- 仮吊紐を本体に取付けて、先端の金具をかしめる。

4 電源線の接続

- 電源線を確実に差し込む。
- D種（第3種）接地工事が必要。
- 端子台の容量は20Aです。
- 接続が不完全な場合、火災の原因となります。

5 パネル枠の取付

- パネル枠を回転させる。
- 余分な電源線を天井裏に押し込む。電源線の押し込みが不十分な場合、感電・火災の原因となります。
- ツマミネジで確実に取付ける。
- 締め付けが不十分な場合、パネル枠落下の原因となります。

※1 部分を本体のエンド面に合わせる。
 ※2 部分を本体に引っ掛ける。
 引っ掛けが不十分な場合、パネル枠落下の原因となります。

適合電源：φ1.6（単線） φ2.0

100~14mm

余分な電源線は天井裏に押し込む
 電源線を挟まないこと

イ 原告パナソニックは、平成22年3月、摂津市駅の竣工に合わせて、NNF製品を同所に納入した。NNF製品は、同駅の地下通路（プラットホーム下にあり、プラットホーム間の移動等に使用される通路）の天井に7台設置された。その施主
 25 は阪急電鉄であり、電気工事は株式会社阪急阪神電気システムが行った。（乙98の2及び98の3）

ウ 本件調査が実施された令和元年6月13日時点で、摂津市駅の地下通路に設置されていた NNF 製品7台の器具本体には「Panasonic LED 照明器具 品番 NNF41100 LE9 09 年製」などと記載された銘板ラベルが貼付されていた。また、上記7台のうちの少なくとも一部については、平成29年9月28日時点でも、上記内容の記載された銘板ラベルが貼付されていた。

上記7台のうち、本件設置品である3台については、天井面からのボルトの出し長さ、本件説明書の記載（15～35mm）を超える約41mmであった。

なお、本件調査に係る写真撮影報告書（乙246）によれば、NNF 製品の器具本体以外の取付部材を含む光源ユニット等の部材については、パネル枠内部に斑点や黒ずみ等が認められるなど、本件調査時点までに相応のまとまった期間使用されていたことをうかがわせる痕跡がある一方、取替え等により他の部材に比して明らかに使用期間が異なることなどをうかがわせる部材は見当たらない。

（以上につき、上記のほか、乙99、252、弁論の全趣旨）

エ 以上の各認定事実を総合的に考慮すれば、まず、本件調査時点で摂津市駅地下通路に設置されていた本件設置品3台を含む NNF 製品7台は、いずれも、原告パナソニックが平成22年3月に阪急電鉄に販売し、摂津市駅の地下通路に設置されたものと同一のものと認められる。

そうすると、本件設置品は、摂津市駅の地下通路の天井に設置された平成22年3月頃には、その設置工事に従事した施工業者やその後の点検作業に関与した電気工事業者を含む不特定の第三者によって、その構造が解析可能な状態に至ったものといえ、本件設置品に係る発明（NNF 発明①）は、公然実施をされたものと認められる。

（2）原告パナソニックの主張について

ア 原告パナソニックは、本件設置品の内部構造は同製品を分解等しなければ判明し得ないところ、本件設置品は摂津市駅構内の地下通路に設置されたものであるため、当業者もこれを分解して内部構造を把握し得ないこと、施工業者は工事の請

負人として、少なくとも発注者に対する守秘義務を負い、不特定の第三者に該当しないこと、NNF 製品においては、ボルトの一部を取付部材の枠体の凹所に配置することが「警告」として明確に禁止されており、発明としての再現可能性がないことなどを指摘して、NNF 発明①は公然実施をされた発明とはいえないと主張する。

5 しかし、前記認定のとおり、本件設置品は、平成22年3月に摂津市駅の地下通路に設置される際に、施工業者によってその取付工事が行われたところ、NNF 製品のボルト、電源ユニット及びパネル枠は、施工の際にいずれも目視できる部材であり、本件発明3の発明特定事項と対比する観点からその構成を把握するために、必ずしも分解等を要するものではないと思われる。施工業者は取付工事等に必要な
10 知識経験を有すると想定されること等にも鑑みると、取付時における上記各部材の位置関係を含む NNF 製品の内部構造は、施工業者が認識し得たものと見られる。このことは、その後の点検作業に関与した電気工事業者についても同様である。

 また、NNF 製品は、平成22年3月時点で製品は既に一般に向けて販売されていたことに鑑みると、このような NNF 製品の内部構造について、原告パナソニックとの関係で、秘密として管理された状況で施工工事等が行われ、使用されていた
15 とは考え難く、そのような状況で工事等が行われたことを裏付ける具体的な事情も見当たらない。また、発注者であり鉄道事業者である阪急電鉄と請負人である施工業者（ないし点検に当たる工事業者）との間で、NNF 製品の設置工事等に当たり、少なくとも NNF 製品の内部構造について、施工業者等が阪急電鉄に対し守秘義務
20 を負うと考えるべき合理的な理由もない。

 さらに、NNF 製品の販売時にはボルトの一部が「収容部」に収容されておらず、施工業者の取付行為が別途行われることは、施工業者等が NNF 製品の構造を解析し得る状態に至ることを妨げる事情ではなく、これをもって公然実施をされたといえなくなるものではない。

25 加えて、NNF 製品は、ボルトの出しろ長さが 50mm の場合でも、器具本体に光源ユニットを取り付けることが可能である（乙128）。このことと、本件設置品

は同時期に設置したと考えられる NNF 製品 7 台のうち 3 台であり、母数が少ないこともあって数は少ないものの、割合的には少ないとはいえないことを併せ考えると、当業者が NNF 発明①を再現することは客観的に可能であり、かつ、実際にそのような施工がされる例も少なからず存在するものとうかがわれる。

5 イ 原告パナソニックは、さらに、本件調査時の設置状況は本件出願日における設置状況を示すものではないなどとも主張する。

しかし、NNF 製品は、天井直付専用器具であり、そのボルトは、器具本体を天井に取り付けるための部材である。本件設置品の器具本体には、それが平成 21 年度製であることを示すラベルが貼付されていたのであるから、これを天井に取り付
10 けるためのボルトについても、平成 22 年 3 月に設置されてから本件調査時まで変更されていないと考えるのが合理的である。実際、前記認定のとおり、本件設置品の各部材につき取替えが行われたことをうかがわせる事情は見られない。

点検について見ても、器具の施工に電気工事士の資格が必要とされていることから、自主点検時に器具本体の取り外しを含む点検が行われるとは考え難い上、3 年
15 ごとの専門家による点検についても、その際、点検のために器具本体ないしボルトを取り外す必要性が高いとは必ずしもいえず、これが行われたことをうかがわせる具体的な事情もない。

また、本件設置品の設置場所である駅構内の地下通路においては、他の場所と比較して振動が多いと推察はされるものの、振動によりボルトの出しろ長さが影響を
20 受けるとも考え難い。その他の経年変化についても、器具本体の天井への取付け部分につき自重によると見られる 20mm 径の湾曲が見られる（乙 9 9）以外に、少なくともボルトの出しろ長さに影響を与え得るような構造的な変化等は見られない。

したがって、本件調査時の本件設置品の施工状況は、本件出願日における設置状況を示していると認められる。

25 ウ その他原告パナソニックが縷々主張する点を考慮しても、この点に関する原告パナソニックの主張はいずれも採用できない。

(3) 小括

以上より、NNF 発明①は、本件出願日より前に日本国内において公然実施をされた発明といえる。

2 NNF 発明①の構成等

5 被告主張に係る NNF 発明①の構成のうち、構成 a1～e1 及び h1 の構成について、原告パナソニックは、明らかに争わない。

また、本件設置品は、前記認定のとおり、天井面からのボルトの出しろの長さが約 41mm を超えている。NNF 製品は、天井面からのボルトの出しろ長さが約 40mm を超える場合、光源ユニットである LED ユニットの器具本体に取り付けた状態で、
10 ボルトの一部（天井材と反対側の先端部分）が LED ユニットの枠体が形成する凹所に届く状態となる。したがって、本件設置品は、LED ユニットの器具本体に取り付けた状態で、ボルトの一部が、LED ユニットの枠体が形成する凹所に届いていると認められる（乙 94、190、246、252、弁論の全趣旨）。

そのほか、証拠（乙 94、95、97、127、128、190、246、27
15 7）及び弁論の全趣旨によると、NNF 発明①の構成は、以下のとおりであると認められる。

- a1' 長尺状に形成され吊りボルト（取付ボルト）を用いて天井材に取り付けられる器具本体と、
- b1' 前記器具本体に取り付けられる光源ユニット（LED ユニット）とを備え、
- 20 c1' 前記器具本体における前記天井材と反対側には、前記器具本体の長手方向に沿って収容凹部（器具本体の凹所）が設けられ、
- d1' 前記収容凹部（器具本体の凹所）の底面部には、前記吊りボルトを通すための孔（取付ボルト穴）が設けられており、
- e1' 前記光源ユニット（LED ユニット）は、複数の LED が実装された LED 基板と、
25 前記複数の LED が前記収容凹部（器具本体の凹所）の外側を向くようにして前記 LED 基板を前記器具本体に取り付けるための取付部材（LED ユニ

ットの枠体)と、前記複数の LED に点灯電力を供給する電源装置(電源ユニット)とを有し、

f1' 前記取付部材(LEDユニットの枠体)は、前記器具本体の前記収容凹部(器具本体の凹所)と対向する部位に前記吊りボルト及び前記電源装置(電源ユニット)の一部が配置される LED ユニットの枠体の凹所を有し、

g1' 前記電源装置(電源ユニット)は、前記光源ユニット(LEDユニット)を前記器具本体に取り付けた状態で前記 LED ユニットの枠体の凹所内における前記吊りボルトと高さ方向で干渉しないように、前記取付ボルト穴の位置とは干渉しない位置に水平方向に配置されることを特徴とする

h1' 照明器具。

3 本件発明3とNNF発明①の対比

(1) NNF 発明①の構成 a1'~e1'及び h1'につき、本件発明3の構成要件 3A~E 及び H と対比すると、構成 a1'~e1'及び h1'は、本件発明3の構成要件 3A~E 及び H に相当するものといえる。

(2) 「収容部」(構成要件 3F, G)の意義及びNNF発明①の構成との対比

ア 「収容部」(構成要件 3F, G)の意義

(ア) 本件発明3における「収容部」は、特許請求の範囲の記載によれば、「前記取付部材」が有するものであって、「前記器具本体の前記収容凹部と対向する部位に前記吊ボルトの少なくとも一部及び前記電源装置が配置される」ものであり(構成要件 3F)、かつ、「前記電源装置」が、「前記光源ユニットを前記器具本体に取り付けた状態で前記収容部内における前記吊ボルトと干渉しない位置に配置される」もの(構成要件 3G)とされている。

ここで、一般に、「収容」とは「人や物品を一定の場所におさめ入れること」等を意味し(甲87, 88)、「対向」とは「互いに向き合うこと」を意味する。

また、構成要件 3F については、「収容部」は、「前記器具本体の前記収容凹部」と対向する位置関係にあり、両者が対向する部位には、「前記吊ボルトの少な

くとも一部及び前記電源装置が配置される」ことが示されているものと理解される。

もつとも、特許請求の範囲の記載からは、これ以上に、「収容部」の構成等は明らかではない。

(イ) 本件明細書 3 の記載によれば、本件発明 3 の効果は、「光源ユニットを器具
5 本体に取り付けた状態では、吊ボルトの少なくとも一部が取付部材の収容部に配置
されるので、収容部を設けない場合に比べて器具全体の高さ寸法を小さくすること
ができ、その結果天井からの突出量を低く抑えた照明器具を提供することができる
というものである（【0008】）。また、本件明細書 3 には、実施例として「こ
10 の電源装置 24 は、取付部材 21 の底面部 211 と両側面部 212、212 とで囲まれる空
間からなる収容部 213 に少なくとも一部が収容された状態で、例えばねじなどを用
いて取付部材 21 に取り付けられる」ことが示されている（【0017】、図 1(b)）。

他方、本件発明 3 において「収容部」と対向するとされる「収容凹部」は、特許請
求の範囲の記載によれば、「前記器具本体の長手方向に沿って…設けられ」ており
（構成要件 3C）、その「底面部には前記吊ボルトを通すための孔が設けられてお
15 り」（同 3D）とされているところ、本件明細書 3 には、本件発明 3 の実施例とし
て、「作業者は、…少なくとも電源装置 24 及び端子台ブロック 25 が収容凹部 11
に収容されるようにして、…光源ユニット 2 を器具本体 1 に取り付ける。」と記載
されている（【0020】）。

さらに、本件明細書 3 には、照明器具を天井材に取り付けた状態においては、
20 「図 1(b)に示すように、吊ボルト 200 の一部及び電源装置 24 の一部が取付部材 21
の収容部 213 に配置される。また、図 1(a)に示すように、電源装置 24 の長手寸法
L1（前後方向に沿った寸法）が吊ボルト 200 の取付ピッチ寸法 P1 よりも小さく設
定されているため、前後方向（図 1(a)中の左右方向）において吊ボルト 200 と干渉
しないように電源装置 24 を配置することができる。」とも記載されている
25 （【0021】）

收容凹部にも收容された実施例が記載されている。これらの点に鑑みると、「收容部」の意義としては、「電源装置」についても、少なくとも一部が配置されるものとすれば足りると解される。

(エ) 原告パナソニックの主張について

5 原告パナソニックは、「收容部」の意義について、收容凹部の内側にあつて、收容凹部と対向した位置にあり、收容凹部とは別個独立の取付部材の底面部と取付部材の両側面部とで囲まれる空間であり、かつ、吊りボルトの一部及び電源装置が干渉しないように配置される空間を意味すると主張する。

しかし、本件発明3の特許請求の範囲にも、本件明細書3にも、收容部が收容凹部
10 の内側にあるとは明記されていない。また、收容部が收容凹部の内側でない場合であっても、收容部が收容凹部に対向する部位を有し、そこに電源装置及び吊りボルトの少なくとも一部を收容することに何ら支障はない。本件発明3の効果との関係でも、收容部が收容凹部の内側になくとも、收容部の收容凹部に対向する部位に吊りボルト及び電源装置の少なくとも一部が配置され、その中で電源装置及び吊り
15 ボルトが互いに高さ方向で干渉しないような水平方向の配置で收容される限りにおいて、天井からの突出量の低減という本件発明3の効果はなお生じ得る。

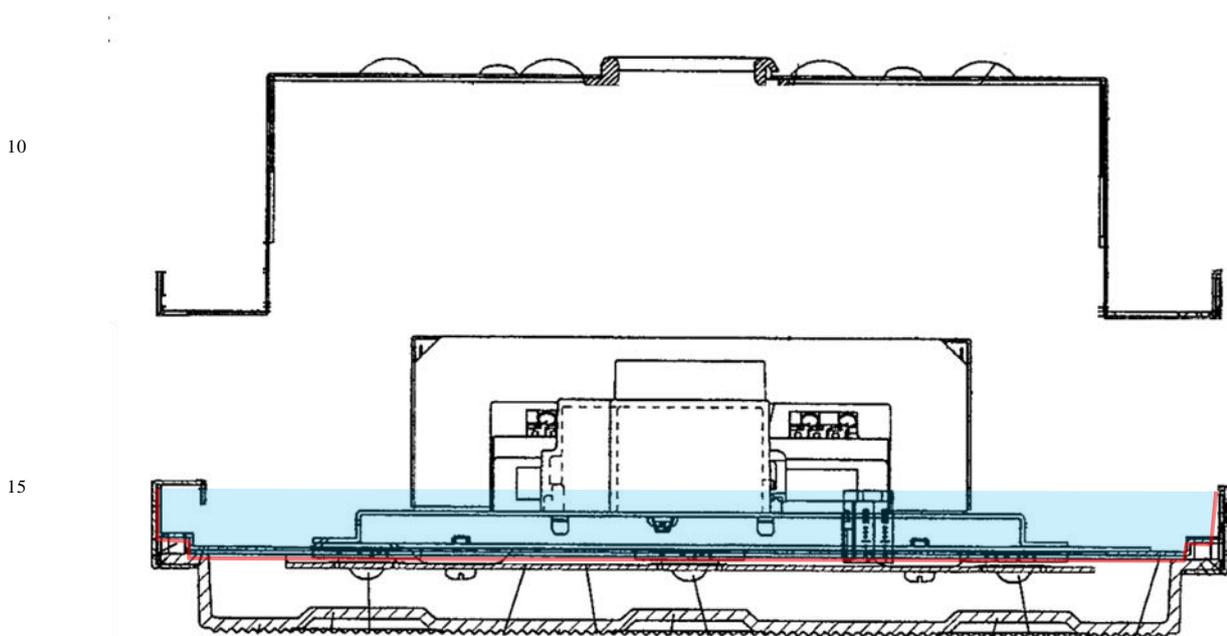
さらに、部材ごとに見た場合、取付部材に存する收容部により形成される空間と、器具本体に存する收容凹部により形成される空間とは、別個独立の空間として存在するものであり、本件発明3に係る照明器具を組み立て、取り付けたことによって
20 両者が一部重なることとなったとしても、なおそのように把握し得ることに違いはない。

その他原告パナソニックが縷々指摘する事情を考慮しても、「收容部」の意義については前記(ウ)のとおり解釈すべきであつて、この点に関する原告パナソニックの主張は採用できない。

25 イ NNF 発明①の「LED ユニットの枠体の凹所」について

(ア) NNF 発明①の「LED ユニットの枠体の凹所」とは、下図の水色で示した部分

であるところ、同所は、取付部材（構成 e1'）に設けられた空間であり、器具本体（構成 a1'）に設けられた空間である収容凹部（器具本体の凹所。構成 c1'）と互いに向き合う部位に存在しており、電源ユニット及びボルトの一部をおさめ入れ、かつ高さ方向で電源ユニット及びボルトが互いに干渉しないように、水平方向に電源ユニット及びボルトが配置されているといえる。したがって、NNF 発明①の「LED ユニットの枠体の凹所」は、本件発明 3 の「収容部」（構成要件 3F, G）に相当する構成ということが出来る。



(イ) 原告パナソニックは、NNF 発明①の「LED ユニットの枠体の凹所」は、本件発明 3 の収容部に相当するものではないと主張する。

しかし、原告パナソニックの主張のうち、「収容部」（構成要件 3F, G）の意義につき同原告パナソニック主張の解釈を前提とするものは、前記のとおり、その前提において失当である。

また、原告パナソニックは、NNF 発明①の「LED ユニットの枠体の凹所」につき、器具本体両側面と取付部材の両側面とで囲まれる空間が存在することを指摘する。しかし、本件発明 3 の特許請求の範囲及び本件明細書 3 のいずれの記載を見ても、本件発明 3 の「収容部」のうち、「前記収容凹部と対向する部位に前記吊ボル

トの少なくとも一部及び電源装置が配置される」ことについては記載があるものの、「収容部」に「収容凹部」と対向しない部位がある場合に、同所にボルト等の部材を配置することができない空間が含まれてはならないことを示す記載は存在しない。そのような空間が「収容部」に含まれたとしても、それが本件発明3の作用効果の奏功を妨げるとも思われない。

さらに、NNF 発明①の「LED ユニットの枠体の凹所」においては、ボルトと電源ユニットが高さ方向で干渉し合わない位置で配置されていることから、そのような構成を持たない照明器具に比して、天井からの突出量は低減されていることが認められる。

その他原告パナソニックが縷々指摘する事情を考慮しても、この点に関する原告パナソニックの主張は採用できない。

ウ 以上より、NNF 発明①の構成 f1'及び g1'の「LED ユニットの枠体の凹所」は、本件発明3の「収容部」（構成要件 3F 及び G）に相当するものといえる。

(3) 小括

したがって、NNF 発明①は、本件発明3と同一の発明であると認められる。

そうすると、本件発明3は、本件出願日（平成24年10月11日）より前に日本国内において公然実施をされた発明であるから、本件特許3は法29条1項2号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。そうである以上、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権3を行使することができない。

4 まとめ

以上より、その余の点について論ずるまでもなく、原告パナソニックの本件特許権3の侵害に基づく請求は、いずれも理由がない。

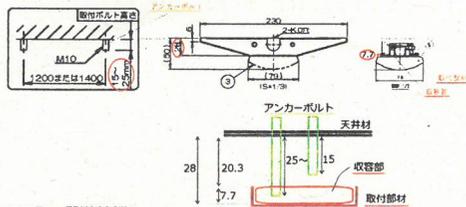
以上

別添 特許公報省略

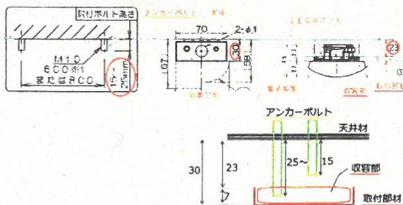
特許権3充足論一覧表

| 機種 | 電力 | 器具型番 | 逆富士形 | | トラフ形 | 下面開放形 | 反射笠形 | 下面開放形(埋込) | | | 白ルーバー形 | 空調ダクト回避型 | ウォールウォッシャー形 |
|----------|-------------------|---|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|------|----------|----------|----------|----------------------|
| | | | W230 | W150 | | | | W300 | W220 | W150 | | | |
| 被告製品6 | (1) | LEDベースライト 110Wタイプ | ERK9585W | | | | | | | | | | |
| | | | ERK9640W | ERK9585W | ERK9640W | | | | | | | | |
| | | | ERK9560W | | | ERK9580W | | | | | | | |
| | (2) | LEDベースライト 110Wタイプ | ERK9819W | | | | | | | | | | |
| | | | ERK9826W | | | | ERK9562W | | | | | | |
| | | | ERK9584W | ERK9584W | | | | ERK9819W | | | ERK9826W | | |
| | (3) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9635W | | ERK9635W | | | | | | | | |
| | | | ERK9636W | | | ERK9636W | | | | | | | |
| | | | ERK9820W | | | | | ERK9820W | | | | | |
| | | | ERK9637W | | | | | | | | ERK9637W | | |
| | | | ERK9845W | ERK9845W | | | | | | | | | |
| | | | ERK9846W | | ERK9846W | | | | | | | | |
| | (4) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9563W | | | | ERK9563W | | | | | | |
| | | | ERK9638W | | | | | | | ERK9638W | | | |
| ERK9639W | | | | | | | | | | | ERK9567W | | |
| (5) | LEDベースライト 20Wタイプ | ERK9566W | ERK9566W | | | | | | | | | | |
| | | ERK9642W | | | | | | | | ERK9642W | | | |
| (6) | LEDベースライト 110Wタイプ | ERK9817W | | | | | | | | | | | |
| (7) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9818W | | | | | | | | | | | ERK9817W ERK9818W |
| (8) | LEDベースライト 110Wタイプ | ERK9393W | ERK9393W | | ERK9396W | | | | | | | | |
| (9) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9306W | ERK9306W | | | | | | | | | ERK9309W | |
| (10) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9307W | | ERK9307W | | | | | | | | | |
| (11) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9308W | | | ERK9308W | | | | | | | | |
| (12) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9310W | | | | | | | | | | ERK9310W | |
| (13) | LEDベースライト 20Wタイプ | ERK9311W | | | | | | | | | | ERK9311W | |
| (14) | LEDベースライト 40Wタイプ | ERK9474W | | ERK9474W | | | | | | | | | ERK9475W |
| | | ERK9481W | | | ERK9481W | | | | | | | | |
| | | ERK9486W | | | | ERK9486W | | | | | | | |
| 構成要件 | 3A | 長尺状に形成され吊ボルトを用いて天井材に取り付けられる器具本体と。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 3B | 前記器具本体に取り付けられる光源ユニットとを備え。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 3C | 前記器具本体における前記天井材と反対側には、前記器具本体の長手方向に沿って収容凹部が設けられ。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 3D | 前記収容凹部の底面部には前記吊ボルトを通すための孔が設けられており。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 3E | 前記光源ユニットは、複数のLEDが実装されたLED基板と、前記複数のLEDが前記収容凹部の外側を向くようにして前記LED基板を前記器具本体に取り付けるための取付部材と、前記複数のLEDに点灯電力を供給する電源装置とを有し。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 3F | 前記取付部材は、前記器具本体の前記収容凹部と対向する部位に前記吊ボルトの少なくとも一部及び前記電源装置が配置される収容部を有し。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 3G | 前記電源装置は、前記光源ユニットを前記器具本体に取り付けた状態で前記収容部内における前記吊ボルトと干渉しない位置に配置されることを特徴とする | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3H | 照明器具。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

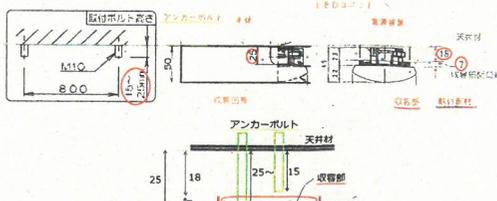
逆富士形 ERK9585W (W:230)



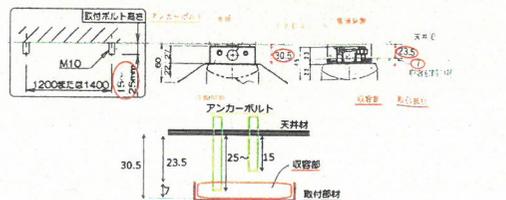
トラフ形 ERK9636W



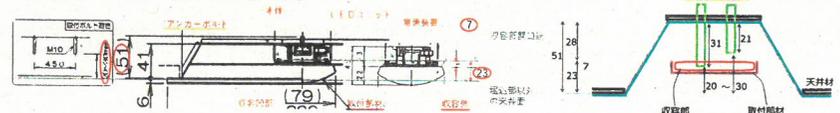
下面開放形 ERK9563W



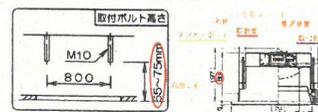
反射笠形 ERK9820W



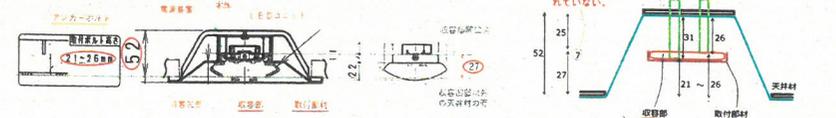
下面開放形(埋込) ERK9826W (W:300)



白ルーバー形 ERK9567W



空調ダクト回避型 ERK9311W



(別添)

被告製品 6 の構成 (原告パナソニックの主張)

1 逆富士形, トラフ形, 下面開放形, 下面開放形 (埋込)

5

3a 長尺状に形成されアンカーボルトを用いて天井材に取り付けられる器具
本体と (別紙 3 物件説明書構成 6-①, 6-③),

3b 前記器具本体に取り付けられる LED ユニットとを備え (同構成 6-
①),

10

3c 前記器具本体における前記天井材と反対側には, 前記器具本体の長手方
向に沿って収容凹部が設けられ (同構成 6-③),

3d 前記収容凹部の底面部には前記アンカーボルトを通すための取付用ボル
ト穴が設けられており (同構成 6-③, 6-④),

15

3e 前記 LED ユニットは, 複数の LED が実装された LED 基板と, 前記複数
の LED が前記収容凹部の外側を向くようにして前記 LED 基板を前記器具
本体に取り付けるための取付部材と, 前記複数の LED に点灯電力を供給
する電源装置とを有し (同構成 6-④),

20

3f 前記取付部材は, 前記器具本体の前記収容凹部と対応する部位に前記ア
ンカーボルトの少なくとも一部及び前記電源装置が配置される収容部を
有し (同構成 6-⑤),

3g 前記電源装置は, 前記 LED ユニットの前記器具本体に取り付けた状態
で前記収容部内における前記アンカーボルトと干渉しない位置に配置さ
れることを特徴とする (同構成 6-⑤)

3h 照明器具 (同構成 6-⑮)。

25

2 反射笠付形，白ルーバー形，空調ダクト回避型

3a 長尺状に形成されアンカーボルトを用いて天井材に取付けられる本体と，

3b 前記本体に取付けられる LED ユニットとを備え，

5 3c 前記本体における前記天井材と反対側には，前記本体の長手方向に沿って凹部が設けられ，

3d 前記凹部の底面部には前記アンカーボルトを通すための孔が設けられており，

3e 前記 LED ユニットは，複数の LED が実装された LED 基板と，前記複数の LED が前記凹部の外側を向くようにして前記 LED 基板を前記本体に取り付けるための取付部材と，前記複数の LED に点灯電力を供給する電源装置とを有し，

3f 前記取付部材は，前記本体の凹部と対向する部位に前記アンカーボルトの少なくとも一部及び前記電源装置が配置される収容部を有し，

15 3g 前記電源装置は，前記 LED ユニットの前記本体に取り付けた状態で前記収容部内における前記アンカーボルトと干渉しない位置に配置されることを特徴とする

3h 照明器具。

20

以 上